

\\ 鶴岡市地域福祉活動計画 //

おだがいさまの まちづくり計画

2015



平成28年度 → 平成32年度

社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会

序章



1.はじめに

鶴岡市社会福祉協議会 会長 難波 玉記

2.公・民協働によるおだがいさまのまちづくりへの挑戦

法政大学現代福祉学部 教授

日本地域福祉研究所 副理事長 宮城 孝



はじめに

鶴岡市社会福祉協議会
会長 難波玉記

平成17年の合併から10年が経過し、新鶴岡市社会福祉協議会として平成23年に策定した地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2010」も早いもので計画期間の5年が終了します。この間、基本理念として掲げている「おだがいさまのまちづくり」を常に念頭におきながら、鶴岡・藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海の6つの地域の実情や地域課題などにあわせて、福祉コミュニティづくりを進めるための活動を中心に様々な事業に取り組んできました。

鶴岡市においても、この5年の間に人口減少や高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者の孤立死や生活困窮世帯、さらに若者のひきこもり者などが増加し、地域住民の住民主体による取組の充実とともに、保健・福祉・医療などの専門機関と地域の団体などが繋がっている仕組みがますます重要な時代になりました。

このたび策定しました「おだがいさまのまちづくり計画2015」は、同時に策定され、今後の地域社会の変化に対応した地域福祉のあり方を示した鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2015」を補完する行動計画であり、新たな地域課題や福祉課題に対応するためにも、計画を着実に実施することが当協議会に求められる役割であります。

今回の計画も「おだがいさまのまちづくり」という基本理念を掲げて「おだがいさまのまち・鶴岡」の実現をめざし、次の4つの基本的な視点に立って、住民主体の地域福祉の推進に努めるものであります。

- 1、住民主体による地域における支え合い活動の推進体制の構築
- 2、公・民協働で進める誰もが地域で安心して暮らしていけるまちづくり
- 3、「地域福祉は人づくり」の視点に立った人材の発掘と養成
- 4、市民の信頼を得ることのできる社会福祉協議会の組織運営

計画策定にあたり多大なるご協力をいただきました市民の方々、策定委員の皆様、ご指導いただきました日本地域福祉研究所の宮城副理事長をはじめ研究所の皆様へ深く感謝申し上げます。

この計画を基本とし地域福祉の重要性をご理解の上、市民共々手を取り合って、「おだがいさまのまちづくり」にご協力賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成28年3月



公・民協働によるおだがいさまのまちづくりへの挑戦 — 鶴岡市地域福祉活動計画策定にあたって —

法政大学現代福祉学部教授
日本地域福祉研究所 副理事長 宮城 孝

この1年余り、鶴岡市の様々な関係機関や団体等にお話をうかがい、また、鶴岡市の近年の各種データを見てきて、いよいよ鶴岡市も人口減少・超高齢社会に突入したことを実感しています。実際、鶴岡市も平成26年度には、高齢化率が30.4%と30%を超えましたし、5年前の国勢調査と比較して人口減少が顕著な傾向を示しています。

今回、市の鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2015」、社会福祉協議会による鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2015」の策定にあたって、このような地域社会の大きな変化を踏まえ、地域福祉に関する課題をより明らかにするために、①町内会長・単位自治組織の長への地域福祉に関するアンケート調査、②民生委員・児童委員への地域福祉に関するアンケート調査、③ひとり親家庭の子育てに関するニーズ調査、④社会福祉協議会ホームヘルパーへのアンケート調査、⑤10の町内会・自治会等の住民座談会等の実施と分析を行いました。

これらの調査等の結果においても、町内会や自治会長、民生委員さん達が、自らの地域の人口減少や高齢化の進展を日々の暮らしの中で身近に感じ、相当危機感を強めていることがうかがわれました。具体的には、独居高齢者の安否確認の必要性、認知症高齢者に関する課題や空き家問題などについて、切迫した状況が伝わってきます。ひとり親家庭の子育てに関する調査結果からは、経済的にひっ迫した状況に置かれ、ゆとりのない子育てに追われていることが強く訴えられています。社会福祉協議会のホームヘルパーの調査からは、ホームヘルパーの高年齢化が進み、人材の確保と養成が待たないであることが認識させられました。その一方、5年前に提起した地域の支えあい活動「おだがいさまネット」活動が、いくつかの地域で、地域の特性を踏まえ住民主体によって意欲的に取り組まれていることは、大変に心強く感じ、今後さらに鶴岡市全域への啓発・普及が期待されます。

我が国が直面している人口減少・超高齢社会は、これまでの我が国、いや世界でも経験したことのない未知の世界であり、正解を示したテキストはありません。このような時代にあって、誰もが安心して暮らせる地域づくりは、行政だけではとても実現できるものではありません。地域住民のお一人おひとりが、自ら気がついたことから地域の支えあい活動に参加するとともに、行政と民間が一体となった「地域の総合力」を構築し、発揮することが求められます。

本計画と「つるおか地域福祉プラン2015」を確実に実現することによって、鶴岡市が東北随一の地域福祉の推進地になることを、策定に関わった者の一人として確信してやみません。

平成28年3月

おだがいさまの
まちづくり計画
2 0 1 5



目次

第1章 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の策定にあたって	5
1.「おだがいさまのまちづくり計画2015」策定の背景	6
2.「おだがいさまのまちづくり計画2015」の位置づけと性格	7
3.「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本理念	9
4.「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本的な視点	9
5.計画期間	9
6.計画の進行管理	9
7.計画の体系	10

第2章 5層のエリアによる福祉コミュニティの構築	13
--------------------------	----

第3章 重点課題とこれからの取り組み	19
【重点課題1】	
地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実	20
【重点課題2】	
地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進	24
【重点課題3】	
住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進	26
【重点課題4】	
地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発	30
【重点課題5】	
ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進	32
【重点課題6】	
福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進	34
【重点課題7】	
権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備	36
【重点課題8】	
地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化	38

第4章 鶴岡市における地域福祉活動をめぐる現状	41
-------------------------	----

第1章

「おだがいさまのまちづくり計画 2015」 の策定にあたって



1. 策定の背景
2. 位置づけと性格
3. 基本理念
4. 基本的な視点
5. 計画期間
6. 計画の進行管理
7. 計画の体系



1. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」策定の背景

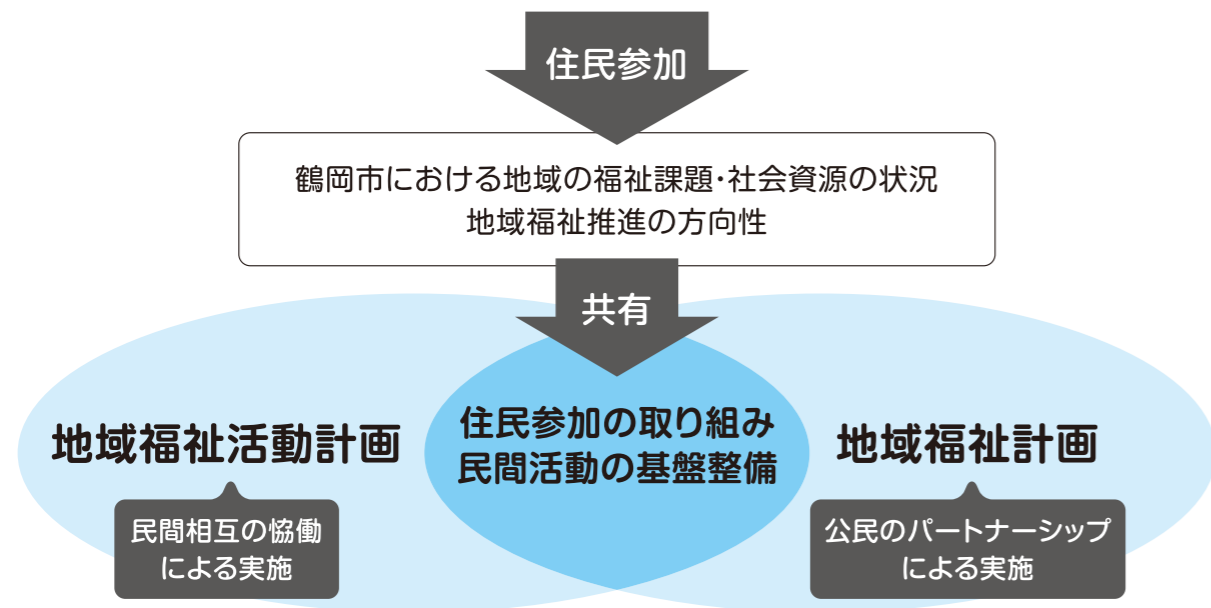
- わが国は、少子高齢化が一段と進んでおり、2025年には高齢化率が、全国平均で30%を超えることが予測され、また、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となることによって、介護問題がより深刻化することが予測されています。また、特に地方では、人口減少が進むことによって、医療、介護、交通、空き家問題、耕作放棄地などの生活基盤をめぐる様々な問題がすでに顕在化してきています。
- 鶴岡市においても、平成26年度には高齢化率は30.4%と30%を超え、平成27年3月末現在で31.3%と超高齢化が進んでいます。合併後10年を経過していますが、特に周辺郊外地においては、少子高齢化や過疎化が急速に進んでおり、また中心市街地においても少子高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が急速に増加している地域があります。
- このような超高齢化や過疎化の進展、社会経済の大きな変化にともない、地域社会で孤立する人、一つの分野では解決が困難な問題が増加するなど、地域における包括的な支援体制づくりがますます重要となってきています。
- 鶴岡市社会福祉協議会（鶴岡市社協）では、平成17年10月の法人合併後5年を経た平成23年5月には、鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2010」を策定し公表しています。そして今日まで、鶴岡市内の各地域の特性を踏まえながら、各福祉センター（旧市町村）エリアにおける地域福祉推進プランを作成し、小地域の福祉活動を支援する鶴岡市社協の姿勢を「おだがいさまのまちづくり」として表し、今日まで福祉コミュニティづくりを進めるための事業を推進してきました。
- 本計画の策定にあたっては、鶴岡市とともに、平成27年11月から12月にかけて、先駆的な地域福祉活動を実践している町内会や学区、また市街地の大規模町内会や山間部の自治振興会など地域的に特徴のある地区での座談会を開催するとともに、青年会議所へのヒアリング、また関係機関・団体へのヒアリングを実施しました。また、平成27年10月から12月にかけて、町内会・自治会、自治振興会の会長、民生委員・児童委員への地域の福祉の課題や今後のあり方等についてのアンケート調査、児童扶養手当の受給者への子育てに関するアンケート調査、鶴岡市社協ホームヘルパーへの在宅介護やホームヘルパーの人材確保などについてアンケート調査を実施しました。
- 本計画は、このような住民座談会で寄せられた地域住民の声やアンケート結果を踏まえ、鶴岡市内の各地域の特性を活かし、今後の地域社会の変化に対応した地域福祉のあり方を示している鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2015」を補完し、住民主体による支えあい活動の推進や地域住民が安心して暮らせるように、ワンストップの相談支援の仕組みづくりやサービス提供のあり方などについて、民間の立場から検討したものです。

2. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の位置づけと性格

- 平成15年4月から施行された社会福祉法第9条には、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、第一に、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、第二に、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、第三に、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、第四に、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施することが規定されています。
- また、社会福祉法第107条に地域福祉推進の理念を実現するため、市町村地域福祉計画の策定が明文化されていますが、鶴岡市においては、地域福祉の理念から住民の暮らしをめぐる地域社会の変化に対応する地域福祉計画として「つるおか地域福祉プラン2015」を策定しています。
- ここでは、「安心すこやか 福祉でまちづくり 鶴岡」という基本理念を掲げ、児童・障がい・高齢別に策定されている社会福祉分野の計画を内包し、地域福祉の視点から横断的に捉え、施策の方針を示しています。また、新たな地域住民の生活課題に対応し、福祉の向上のため、社会福祉分野以外の計画・施策との有機的な連携を図るものです。
- この「おだがいさまのまちづくり計画2015」と「つるおか地域福祉プラン2015」との関係は、次項の図のとおりであり、「おだがいさまのまちづくり計画2015」は、鶴岡市の地域福祉に関連する今後の施策との整合性について十分に検討し、連動するものとして、民間の立場からできることを積極的に展開する内容について検討したものとなっています。
- また、その実行に際しては、関係する行政部局や地域関係団体、社会福祉関係機関が相互に連携してその推進にあたるよう努めます。



「おだがいさまのまちづくり計画2015」と「つるおか地域福祉プラン2015」の関係



「おだがいさまのまちづくり計画2015」と「つるおか地域福祉プラン2015」の概要

	おだがいさまのまちづくり計画2015	つるおか地域福祉プラン2015
作成主体	鶴岡市社会福祉協議会	鶴岡市
基本理念	おだがいさまのまちづくり	安心すこやか 福祉でまちづくり 鶴岡
重点課題	1.地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実 2.地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進 3.住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進 4.地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発 5.ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進 6.福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進 7.権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備 8.地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化	1.地域包括ケアの推進体制の整備と構築 2.ワンストップの初期相談支援、生活困窮に関する問題への連携した取り組み体制の整備 3.住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備 4.地域リーダーの養成・確保と地域における課題解決のためのパートナーシップの構築 5.住民主体による健康増進・介護予防活動の推進 6.子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の充実 7.地域で安心して暮らせる権利擁護システムの構築とサービスの質の保証 8.地域の活性化に結びつけた施策の展開 9.地域住民の主体的な防災・防犯への取り組み

3. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本理念

今日まで、それぞれの歴史と地域特性を踏まえ住民と歩んできた様々な地域福祉活動を大切に考え、個々の人権を尊重しながら、行政並びに関係団体と協働し、あらゆる社会資源をつなぎ、お互いに支え合う安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るため「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本理念を次のとおりとします。

〔基本理念〕

おだがいさまのまちづくり

4. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本的な視点

おだがいさまのまち・鶴岡の実現をめざして、次の4つの基本的な視点に立って、住民主体の地域福祉の推進に努めます。

〔基本的な視点〕

1. 住民主体による地域における支え合い活動の推進体制の構築
2. 公・民協働で進める誰もが地域で安心して暮らしていけるまちづくり
3. 「地域福祉は人づくり」の視点に立った人材の発掘と養成
4. 市民の信頼を得ることのできる社会福祉協議会の組織運営

5. 計画期間

この「おだがいさまのまちづくり計画2015」に関する内容の実施期間は、**平成28年度から平成32年度までの5年間**とします。

6. 計画の進行管理

この「おだがいさまのまちづくり計画2015」は、毎年、鶴岡市社協において、担当部署の実施事業の点検と評価を行い、理事検討班（法人運営・地域福祉・事業経営）での検証を踏まえ、行政の関係部局や関係団体との連携のもと、有識者による助言指導を仰ぎながら、その進行管理にあたります。

また、その進行状況について、行政と連携して計画の中間年に点検するものとします。



7. 計画の体系

【基本理念】

おだがいさまのまちづくり

【基本的な視点】

1

住民主体による地域における支え合い活動の推進体制の構築

2

公・民協働で進める誰もが地域で安心して暮らしていけるまちづくり

3

「地域福祉は人づくり」の視点に立った人材の発掘と養成

4

市民の信頼を得ることのできる社会福祉協議会の組織運営

【重点課題】

1 地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実

2 地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進

3 住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進

4 地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発

5 ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進

6 福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進

7 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備

8 地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化



【これからの取組】

①広域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備
②おだがいさまネット活動の推進
③「(仮称)見守り座談会」の推進
④地域支え合いプランの作成・進行管理

①各相談支援窓口などが新たなニーズ把握と行政への働きかけを行いやすいシステムづくり
②介護者や障がい児・者などの当事者や当事者団体への支援の充実
③地域の課題に応じた新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備

①ワンストップによる総合的な相談支援機能の強化
②生活自立支援センターの相談支援機能の拡充と「暮らしのセーフティネット」を構築するプロジェクトの推進
③コミュニティソーシャルワーク実践のための体制整備・強化

①住民主体の地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成
②民生委員・児童委員、主任児童委員活動との連携
③市内の事業所との地域福祉活動の協働化の促進
④社会福祉法人の地域貢献活動への支援と協働活動体制の整備

①福祉施設やNPO法人などと連携した、人材育成とボランティア活動の支援機能の充実
②地域のニーズに対応したボランティア活動の促進
③社会的に孤立している人などへの社会参加の場づくりの促進・拡大
④災害ボランティアセンター設置・運営に関する事業の充実と、企業、事業所、団体などのネットワーク構築

①ボランティア体験学習プログラムの充実
②学校における福祉学習の推進
③社会人などに向けた福祉教育及びボランティア体験学習の推進
④中学生・高校生などの社会参加と交流の機会や場の提供

①「(仮称)つるおか権利擁護センター」の設置の検討など相談支援体制の充実
②成年後見制度利用支援の拡充
③虐待防止や虐待防止ネットワーク機能の充実
④障がい者の差別解消への啓発の推進

①鶴岡市社会福祉協議会「発展・強化計画」「事業経営計画」の着実な実施
②新たな資金調達による自主財源の確保
③社会ニーズに即した研修などによる職員の資質向上と職員による住民活動への支援の拡充
④苦情対応やリスクマネジメント、サービス評価などのサービス運営管理システムの構築



第3章

重点課題とこれからの取組



- 【重点課題1】 地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実
- 【重点課題2】 地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進
- 【重点課題3】 住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進
- 【重点課題4】 地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発
- 【重点課題5】 ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進
- 【重点課題6】 福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進
- 【重点課題7】 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備
- 【重点課題8】 地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

【重点課題1】

地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実

<現状と課題>

- 人口減少・超高齢社会の到来を迎え、地域における支え合い意識の希薄化、住民リーダーの高齢化による担い手の確保などが懸念されます。また、近年、「新たな社会問題・地域福祉の課題」である認知症、ひきこもりや不登校、ゴミ屋敷や生活困窮者など、支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない・求めることができない人々が増加しています。
- 近年、風雨、波浪、地震、噴火などの自然災害が全国各地で生じており、東北一の面積を有する鶴岡市においても、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害が高い割合で発生することが想定されることから、地域に暮らす避難行動要支援者の実態把握や援護活動を日頃から考慮しておくことが必要とされます。
- そのような現状の中で、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、支援を必要とする人々を見出し「見守り・支え合い」住民主体の仕組みをより一層充実させ、ネットワーク構築を拡大することが求められています。
- 鶴岡市社協では、「おだがいさまのまちづくり計画2010」の重点事業「おだがいさまネット活動」の具現化を図るため、三瀬地区、田川地区、第三学区、藤島地域をモデル地区に指定し、見守り・支え合いの個別的なネットワーク構築などの様々な取り組みを試行してきました。その結果、三瀬・田川地区では地区内の住民や各種団体・事業者等が連携して見守りのネットワークを構築・可視化する「おだがいさま見守りネット」、第三学区では日常生活で困りごとを抱えている人を対象とした住民参加型の生活支援サービス「おだがいさま支え合いネット」が始まっています。
- 今後、市内全域にこのような仕組みを広げていくためには、第3層の小学校区エリアにおいて、住民組織や行政、市社協、社会福祉などの関係機関、NPO法人・ボランティア団体、各種民間事業所など、地域福祉に関わる様々なマンパワーを結集し、単位自治組織（町内会・住民会等）の見守り・支え合い活動を補完する機能を持つ広域的な地域福祉推進組織の存在がますます重要になってきます。
- また、地域福祉推進体制の整備だけでなく、地域に暮らすより多くの住民や関連団体が、支援を要する人々の具体的な生活課題を把握し、「自分たちのまちの福祉は、自分たちで創る」まちづくりを進めていく意識を醸成することも必要です。

<これからの取組>

①広域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備

◇鶴岡地域においては、コミュニティセンターを拠点として進められてきたコミュニティ協議（振興）会・自治（振興）会、町内会連絡協議（連合）会、学区・地区社協のそれぞれの活動を整理するとともに、必要に応じて機能分担を図り、21学区・地区ごとの地域福祉推進体制をさらに強化します。

◇藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域においては、それぞれの住民組織や関係団体代表者等との協議を踏まえ、広域的な地域福祉推進組織を明確化します。

②おだがいさまネット活動の推進

◇鶴岡市社協が実施した「おだがいさまネット活動」モデル事業の成果をふまえ、活動内容を「見守り」と「支え合い（生活支援）」に類型化し、学区・地区社協や自治（振興）会等の広域的な地域福祉推進組織を中心に、地域の特徴や強みから、より取り組みやすい分野でネットワークづくりが進められるように支援します。

③「（仮称）見守り座談会」の推進

◇単位自治組織（町内会・住民会等）やサークル、お茶のみサロンなど、できるだけ身近な区域で住民座談会が開催されるよう支援します。とくに、見守り活動の実施状況や新たに見守りが必要な世帯への対応方法などを話し合う「（仮称）見守り座談会」の普及・推進を図ります。

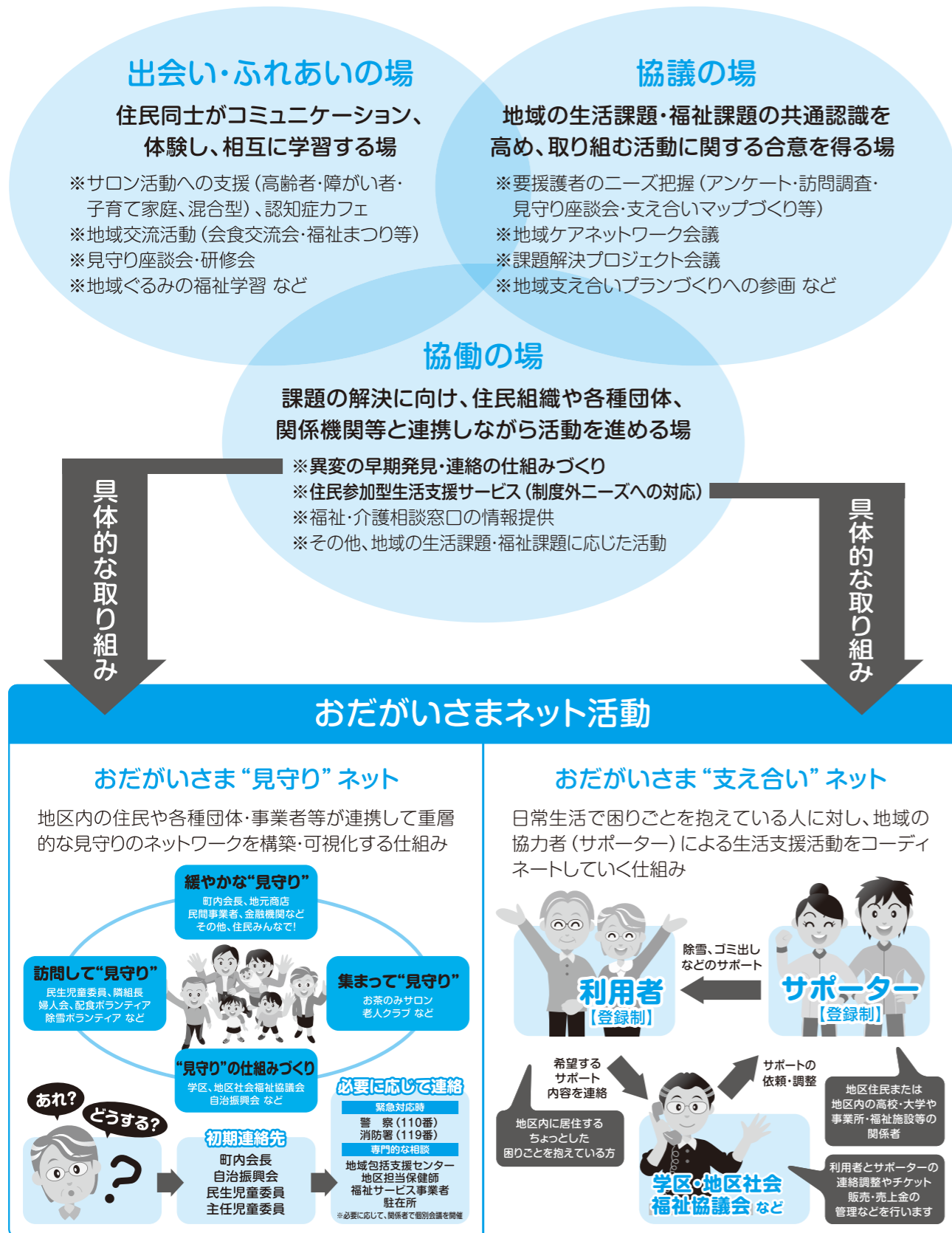
④地域支え合いプランの作成・進行管理

◇鶴岡地域においては、平成28年3月に策定された「鶴岡市地域コミュニティ推進計画」と、それに基づき策定作業が開始される「（仮称）地域ビジョン」との整合性を図りながら学区・地区単位の「地域支え合いプラン」の作成を進めます。

◇また、すでに第一次プランを策定した藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域においても地域コミュニティ推進計画等を踏まえながら、住民組織や各種団体、関係機関代表者等とともにその実現に取り組み、進行状況を定期的に点検・検証します。



広域的な地域福祉推進組織の機能・取り組みイメージ



モデル地区におけるおだがいさまネット活動実践事例

おだがいさま見守りネット（田川地区・三瀬地区）

田川地区社会福祉協議会では、少子高齢化が急速に進んでいることを受け、「まだ住民同士のつきあいが残っている今のうちに行動することが大切」との考えのもと、住民みんんで見守り、支え合う仕組みづくりを進めています。その一環として、平成27年5月に地区内の社協関係者や民生児童委員、保健衛生推進員など、9人のメンバーで構成するプロジェクト委員会を立ち上げ、6ヶ月にわたる話し合いを経て「おだがいさま見守りネットの手引き」を作成しました。

この冊子は、地区住民や各種団体による具体的な見守り方法、緊急時の目安、おかしいと感じた時の相談窓口などについて、地区の現状に合わせてA4判8ページにわかりやすくまとめられ、まさに「田川版見守り虎の巻」とも言える内容に仕上がっています。

完成した冊子は、全世帯に配布するとともに、地区内のさまざまな研修や会議、会合などに地区社協役員が持参・説明し、地区全体の「見守り力」の底上げに役立てています。



冊子では見守りを「普段の暮らし」「訪問して」「集まって」の3つに分類。いつでも更新できるよう、あえて手作りしたことも特徴です。

三瀬地区でも福祉のまちづくり協議会を中心に、平成27年10月、「おだがいさま見守りネットの手引き」を作成しました。

田川地区との大きな違いは、地区会長や民生児童委員、隣組長、婦人会員といった地域のリーダーだけでなく、新聞店、豆腐屋、酒屋、美容院、クリーニング店、呉服店、スーパー、コンビニ、銀行、郵便局など、地元の商店や金融機関などが見守りの協力者に加わったことです。さまざまな立場の協力者が普段の生活や業務、地域活動の中で「気になること」や「気になる方」に出会った時に、身近な地域の相談窓口で連絡し必要な支援につなげていく、三瀬ならではの重層的なネットワークが構築されています。



地元商店も参加した「おだがいさま見守りネット準備会議」。今後もそれぞれの活動状況を確認し合う会議を定期開催する予定です。

おだがいさま支え合いネット（第三学区）

第三学区では、町内会長、民生児童委員、介護支援専門員を対象に実施したアンケートで、一人暮らし高齢者の多くが日常生活の困りごとを抱えている実態を把握したことから、有償の住民参加型生活支援サービス「おだがいさま支え合いネット」を平成27年11月より開始しました。

この事業の実施主体「第三学区四団体連絡会議」は、学区の町内会連合会、民生児童委員協議会、コミュニティ協議会、社会福祉協議会で構成されています。支援を必要とする利用者とサポーターを結びつけるコーディネートと全体の運営を社会福祉協議会・コミュニティ協議会が担当、民生児童委員協議会は利用者の登録受付、町内会連合会はサポーター候補者への声かけを担当するなど、各団体の特徴を活かしながら取り組んでいます。

平成28年3月現在、玄関前の除雪、ゴミ出し、買い物同行、灯油詰めなど、8つのサポートメニューを設定。今後も定期的に活動状況を振り返る会議の場を設け、よりニーズに即したサービス内容を模索していく予定です。



生活路確保の除雪後に、ゴミ出しを行うサポーター

【重点課題2】

地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進

<現状と課題>

- 鶴岡市においては、平成23年3月末日時点で高齢化率が28.4%であったものが、平成27年3月末日では31.3%となっており、近年高齢化がさらに進展しています。65歳以上人口の介護保険の要介護認定率も20.9%とかなり高くなっています。
- 平成26年度「地域医療・介護総合確保推進法」が制定され、今後医療制度が、これまでの急性期医療重視から慢性期医療重視に転換され、病院からの早期退院が増加することが予測されるとともに、障がい者の施設からの地域移行を進めるためにも、要介護高齢者や障がい者が地域で安心して暮らしていける地域包括ケア体制を整備・充実させていく必要があります。
- 今後さらなる高齢化の進展を踏まえ、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービス・福祉などを横断的、効果的に提供し、可能な限りこれまで住んでいた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」を開発し、その普及を図るためには、行政に横断的な推進の仕組みと組織が整備されるとともに、民間事業者と連携した取り組みが推進される必要があります。
- 要介護者や障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、入院(所)、退院(所)、在宅復帰を通して切れ目のないサービスを提供していくことが求められます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加などを踏まえ、様々な生活支援や介護予防活動、生きがい創出のための社会参加の促進など、利用者や家族の個別ニーズに即した支援を行っていく必要があります。

<これからの取組>

①各相談支援窓口などが新たなニーズ把握と行政への働きかけを行いやすいシステムづくり

- ◇ 住み慣れた地域で在宅生活を続けるために、鶴岡市社協の各相談支援窓口や既存の事業・サービスを実施する中で、新たなニーズを民間の立場で柔軟に把握でき、内容によっては迅速に行政に働きかけるためのシステムづくりを検討するとともに、職員の情報共有・連携、スキルアップに繋がる研修会などを実施します。

②介護者や障がい児・者などの当事者や当事者団体への支援の充実

- ◇ 要介護高齢者の介護者、今後増加が予測される認知症高齢者の介護者、障がい児・者団体の自主的な活動を支援するとともに、行政や関係する専門機関・施設などが協働し、活動上の悩みや課題についての聴き取りを行い、その課題解決に向けた支援策の充実を図ります。

③地域の課題に応じた新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備

- ◇ 地域における住民座談会やおだがいさまネット活動、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどが開催している個別支援会議等で集積された生活課題を、コミュニティセンター、地域活動センターエリアなどの日常生活圏域で、住民組織や各種団体、関係機関等と共通認識するとともに、必要に応じて新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備を図ります。



認知症等高齢者の課題への対応に期待される「ぶらりカフェ」。(温海地域)

【重点課題3】

住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進

<現状と課題>

- 現在、鶴岡市全域に5層のエリアを設定し、各エリアの特徴を活かした住民主体による福祉コミュニティづくりを支援する重層的な体制づくりが進められています。特に第2層エリアの中学校区を保健福祉サービスエリアとして設定し、ワンストップで相談・支援に当たる保健福祉センターが、現在、温海、羽黒、朝日地域エリアに設置されており、「つるおか地域福祉プラン2015」では、さらにその設置を促進することとしています。
- 平成27年度から設置された生活困窮者自立支援事業による「鶴岡地域生活自立支援センター（くらしス）」の相談の対象世帯の傾向として、男性は単身者、女性は母子世帯が多く、予防的な取り組みや就労支援による自立支援、ひきこもり問題や発達障がい者への対応など専門的な知識や技術の必要性が指摘されています。
- 「つるおか福祉プラン2015」では、子どもや若者の貧困やひきこもり、ごみ屋敷問題、未婚の子どもと老親世帯の共倒れ危機など、生活困窮や社会的に孤立している個人や世帯の問題に対し、「(仮称)暮らしのセーフティネット相談・支援体制」の整備を図ることとしています。複合的な課題を抱えた家族や生活困窮者へのチームアプローチによる個別支援の推進と地域の特性に応じた社会資源の開発を促進するために、地域ケア推進などのこれまでの取組を踏まえ、鶴岡市の地域特性にあったコミュニティソーシャルワークの充実が必要であり、そのためには関係機関の連携や相談支援機能の強化を図る必要があります。



地域保健福祉センター機能「ワンストップサービス」の実施。(羽黒地域)

<これからの取組>

①ワンストップによる総合的な相談支援機能の強化

◇児童、障がい児・者、高齢者、その他の多様な支援を必要とする方への相談支援など、地域住民に身近なところで、ワンストップで対応する総合的な相談支援機能を強化するために、民間の立場から推進を図ります。

◇子育て支援センター、障害者相談支援センター、地域包括支援センターの地域担当職員や関係機関などとの個別ケア会議の開催などを通して、効果的な支援を行うための取組を図ります。

②生活自立支援センターの相談支援機能の拡充と「暮らしのセーフティネット」を構築するプロジェクトの推進

◇2015年から開設された「鶴岡地域生活自立支援センター（くらしス）」における自立相談支援事業の成果と課題をまとめ、生活困窮者の自立に向けた効果的な支援方法について検証し、相談支援機能の拡充を図ります。

◇複合的な問題をかかえた世帯や生活困窮者の暮らしのセーフティネットを構築するために、行政や民間の関係機関・団体の関係者による各種プロジェクトの発足に、民間の立場から積極的に協力し、地域の特性に応じた新たな地域資源の開発を図ります。

(プロジェクト例)

- ・貧困家庭の子どもの学習支援プロジェクト
- ・空き家福祉活用プロジェクト(お茶のみサロン、生活寮など)
- ・生活困窮者就労支援プロジェクト(福祉と農業連携プロジェクト)
- ・移動困難者の移送サービス開発プロジェクト

③コミュニティソーシャルワーク実践のための体制整備・強化

◇市地域福祉計画に盛り込まれている「(仮称)地域福祉コーディネーター」は、今後予想される様々な地域課題・生活課題に対応する上で重要であり、その配置を目指します。

当面は、現在鶴岡市内全域の第2層または第3層エリアごとの高齢者分野で成果をあげている「地域ケア推進担当者(地域包括支援センター、市保健師、市社協地域福祉担当等)」を中心とした推進体制と、生活困窮者・子育て支援、さらに地域担当制を導入している障がい者相談支援センター、コミュニティ推進・防災部局など、行政や関係機関との連携を強化し、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに充実させる体制整備・強化を図ります。



- ◇特に、「鶴岡地域生活自立支援センター（くらしス）」に寄せられる生活困窮、ひきこもり等々の様々な相談に対して、多くの機関、団体、事業所、地域住民等が連携して解決のために取り組んでいく環境整備も行っています。
- ◇また、この取組を効果的に機能させるために、鶴岡市・鶴岡市社協共催によるコミュニティソーシャルワーク実践に関する養成研修や実践事例検討会などを通じて、関係する職員の理解を深め、コミュニティソーシャルワーク実践のための意識と技術の向上を目指します。



鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」。



「コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修」の開催。

【重点課題4】

地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発

<現状と課題>

- 今後、鶴岡市において急速に加速する少子高齢社会の状況から、住民が主体的に取り組む地域福祉活動をより活性化させていく必要があります。そのためには、地域に愛着を持ち堅実に活動を行う実践型の地域福祉リーダーや、地域住民や関係団体等をつなぎ、住民主体の仕組みづくりを行う企画調整型の地域福祉リーダーを養成する必要があります。
- 行政の社会教育部門やコミュニティ推進部門、コミュニティセンターとの連携を図りながら、地域福祉活動と生涯学習活動、まちづくり活動との協働のあり方について検討する必要があります。
- 市内の企業・商工関係、各種協同組合などの事業所の地域福祉への理解と参加を高め、それぞれの組織が持つ資源を課題解決に寄与してもらおう働きかけを積極的に行う必要があります。
- これまでも住民の立場に立って地域の福祉活動に深くかかわってきた民生委員・児童委員の役割はさらに重要になるため、今後もその担い手の確保は欠かせません。また、その活動に対して行政をはじめ、関係機関が支えていく必要があります。



「地域福祉リーダー研修会」実施への協力。
(朝日地域)



「お茶のみサロン研修会」の開催。(鶴岡地域)

<これからの取組>

①住民主体の地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成

- ◇ 町内会・自治会やNPO法人などの市民活動団体と連携し、今後の住民主体の地域福祉活動を担う人材の発掘と育成を行います。特に、前期高齢者となった団塊の世代と呼ばれる方々が、地域に溶け込み、福祉活動に参加・協力できるよう発掘と育成に努めます。
- ◇ これまで行政や社協が連携して実施してきた地域福祉リーダー育成事業の成果を継承し、住民の立場で地域住民や関係団体等をつなぎ、地域の実状に応じた仕組みづくりに取り組む人材の養成を図ります。
- ◇ コミュニティセンターや公民館で行われている生涯学習活動に参加する住民が、そこで培った知識や趣味・特技などを活かして地域の中でボランティア活動に協力したり、閉じこもりがちな高齢者や障がい者を趣味・特技のサークルなどに招いたりするなど、地域福祉活動と生涯学習活動の協働のあり方を検討します。

②民生委員・児童委員、主任児童委員活動との連携

- ◇ 民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域において活動する上での抱えている悩みや課題について聴き取りし、安心して活動できるよう、行政や社会福祉法人、また社会福祉施設などが協働し、その活動をサポートします。

③市内の事業所との地域福祉活動の協働化の促進

- ◇ 企業、商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、生活協同組合などの事業者や関係団体、青年会議所などの社会貢献団体に対して、地域福祉に関する課題への理解・共通認識づくりに取り組み、それぞれの事業者が持つ人的・物的資源と協働し、課題解決への活動参加を促進する体制を整備します。

④社会福祉法人の地域貢献活動への支援と協働活動体制の整備

- ◇ 社会福祉法人は、援助のノウハウ、人材、設備などを保有している専門拠点であり、こうした力を地域社会の課題解決に向け、社会福祉法に新たに規定された「地域公益活動」を促進していく上で、特に「地域貢献活動」を実施するための支援に取り組み、同時に地域福祉活動を協働する体制づくりを検討します。

【重点課題5】

ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進

<現状と課題>

- 2011年の東日本震災の発生により、ボランティアセンター業務は、被災地・避難者支援活動に偏りがちでしたが、運営委員会で今後のボランティアセンターの方向性と重点的に取り組んでいく事業について協議し、ボランティアセンターの業務の再構築に取り組んでいます。
- ボランティアセンターの役割として、市内の福祉施設やNPO法人等の各種の団体と連携した、ボランティア人材の育成やボランティアの普及・啓発が求められます。また、超高齢社会の到来による新たな地域課題や個別生活課題が増加する中で、住民が地域で主体的に行う支えあい活動と連動したボランティアセンターの役割、取り組みを明確にすることが求められています。
- 鶴岡市ボランティアセンターでは、近年、不登校、精神疾患等で孤立する人への社会参加を支援する活動が増え、それに伴って新たに連携が必要な機関等も増加しており、関係機関や団体とのネットワークを強化することが求められています。
- 東日本大震災での被災地支援の経験を踏まえ、平成27年度に作成した災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、災害ボランティアセンター設置運営訓練などを通して市内の災害ボランティアネットワークの構築を図る必要があります。



気軽な社会参加の場となっている、ちょっとしたボランティア活動を行う「ちょぼら場」。



「災害ボランティアセンター」設置訓練

<これからの取組>

- ① **福祉施設やNPO法人などと連携した、人材養成とボランティア活動の支援機能の充実**
 - ◇ 行政や学校、住民組織、福祉施設、NPO法人等、さまざまな社会資源とつながりを持つ社会福祉協議会の強みを活かし、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。
 - ◇ ボランティア活動をしたい人と必要としている人とのコーディネート、各種情報の提供、活動している人たちの学習・交流・情報交換の機会の提供、新たなニーズの掘り起こし等、今日の地域社会における生活課題の解決に向けたボランティア活動が推進できるよう、ボランティアセンター運営委員会で協議していきます。
- ② **地域のニーズに対応したボランティア活動の促進**
 - ◇ 学区・地区社協やボランティアによる会食、配食、サロン、見守り活動、移送サービス等の地域に密着したボランティア活動を推進するために、人材養成や情報提供などの充実を図ります。
 - ◇ ボランティアセンターが、中間支援組織として、市内のさまざまなボランティア・市民活動団体のプラットフォームとして機能するよう、コーディネートの強化と体制の充実を図ります。
- ③ **社会的に孤立している人などへの社会参加の場づくりの促進・拡大**
 - ◇ 精神疾患、ひきこもりなど、社会的に孤立している人がボランティア活動を通じて社会参加を図れるような場づくりを行うとともに、将来的にはこうした場が市内各地で展開されるよう普及を図ります。
- ④ **災害ボランティアセンター設置・運営に関する事業の充実と、企業、事業所、団体などとのネットワーク構築**
 - ◇ 平成27年度に作成した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を、市総合防災訓練や独自の取組において活用し、いざという時に、企業、事業所、団体等と連携して対応できるように、「(仮称)災害ボランティアセンター連絡会」を設置して、日頃から情報交換やネットワーク構築に取り組めます。

【重点課題6】

福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進

<現状と課題>

- 地域社会をこれからも長く豊かに継続していくためには、次代を担う子ども・若者たちの故郷への愛着心や、人とのかかわりを大切に生きる力の獲得やお互いに助け合う意識が育成されるようにすることが重要です。
- 子ども・若者たちが、地域における様々な体験活動や幅広い世代の人たちとの交流の機会などを持つことによって、より広い視野や地域社会の一員であるという意識を育み、コミュニケーション能力を高めていくことが求められ、こうした学びと体験を地域において豊かに展開するためには、様々な関係機関・団体が相互に協力し、子ども・若者に社会参加の機会を提供していくとともに、地域社会における福祉教育及びボランティア体験学習のプログラムを充実させていくことが必要となります。
- 小・中学校、高校において、学校経営方針・教育方針で「生きる力」「思いやりの心」「お互いに思いやる心」などが位置づけられ、その具体的な取り組みとして福祉教育・ボランティア体験などが教育効果を上げることに繋がると評価されています。こうしたことから、地域社会での展開とあわせて、小・中学校、高校の教育現場において、教育委員会や教職員と連携し福祉教育の取組やボランティア体験学習を展開することが必要です。
- 福祉教育及びボランティア体験学習は、高齢者や社会人など世代を超え、地域住民を対象に取り組む必要があり、「社会福祉への関心を深めおだがいさまの心を育てる」「社会福祉の制度・サービスについて理解する」「地域の課題を見つけ、考え、問題を解決していく」、このようなテーマによる住民のすそ野を広げる基盤的な取組が求められます。
- また、学校や社会から孤立しがちな子ども・若者が増加しており、このような課題に対する地域住民の理解を深め、その相談・助言を行い、また、社会参加へのきっかけをつくる機会や場を充実していくことが求められています。



小学校における「福祉学習」

<これからの取組>

① ボランティア体験学習プログラムの充実

- ◇ 小・中学生、高校生などの福祉理解のきっかけとなる体験学習プログラムメニューや内容については、福祉施設での体験と合わせて、学区・地区社協活動、地域の福祉活動、ボランティアグループによる活動への参加、当事者団体の日常活動への参加も加え、より充実を図り、また、そうした体験が単発で終わらずに、年間を通した継続的な関わりとなるようにプログラムを工夫します。
- ◇ 体験学習については、学びの段階ごとにさまざまな生き方や価値観に気づき、社会的な有用感と感動体験を得て、福祉理解が図られるよう、ボランティア・NPO法人などの市民活動団体とともに学校や地域におけるプログラムを検討・実施します。また、現在ボランティアセンターに登録している福祉学習サポーターが、学習への参加・協力だけでなく、学習教材や学習方法など主体的にプログラムの企画を担えるよう育成していきます。

② 学校における福祉教育の推進

- ◇ 小・中学校、高校における福祉教育やボランティア体験学習は、学校経営方針に基づき、教科や特別活動、総合的な学習の時間、生徒会やクラブ活動などで取り込まれており、教育委員会や教職員との連携が不可欠であることから、教職員向けの福祉教材や福祉情報の提供などを通じて連携を深めます。

③ 社会人などに向けた福祉教育及びボランティア体験学習の推進

- ◇ 地域福祉実践の担い手づくりを視野に入れ、様々な福祉機関・団体と協働し、社会的な課題の気づきや、その課題を一緒に解決していく力を養い、そして、自分は社会の一員だという意識の醸成を目的に、既存の「福祉講座・学習」の企画・運営を見直し、新たな「福祉講座・学習」には、目的を明確にした福祉教育及び体験学習を導入していきます。

④ 中学生・高校生などの社会参加と交流の機会や場の提供

- ◇ 行政や学校などの教育機関、生涯学習関係機関、住民組織などが連携し、子ども・若者が、地域社会において、相互に交流しあい、様々な意見などの発表する機会や場の提供を図ります。

【重点課題7】

権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備

<現状と課題>

- 高齢化の進展により、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの中で、本人を支援してきた親族の死亡や入院、施設入所などで、これまでなされてきた身の回りの世話が、困難になる人たちが多くなっています。
- 鶴岡市社協が実施している日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）は、近年では年ごとに契約件数が増加しており、特に本市の特徴として精神障がい者の割合が高くなっているため、こうした方への支援のあり方を確立することが必要になっています。
- 鶴岡市社協では、平成25年度から生活支援係を生活支援課に組織改編し、職員体制を整備するとともに、旧地域福祉活動計画で位置づけた「法人後見事業」の取組も開始し、法律・医療などの専門職や行政の関係職員による運営委員会を設置し、適正な運営を図っています。
- 権利擁護のネットワーク構築については、後見業務を受任している団体に呼びかけ、情報交換や連携を目的に「鶴岡市成年後見連絡会」を設置し、制度に関する研修会を開催するなど制度の普及啓発に取り組んできています。
- 今後、日常生活自立支援事業、成年後見制度について、ますますニーズが多くなることが予測され、弁護士などの専門職による後見人がその役割を担うだけでは対応できなくなることが予想されることから、権利擁護に関する相談支援窓口を強化し、制度の普及啓発、市民後見人の養成、相談対応、手続き支援など、ワンストップで提供できる仕組みづくりを、行政と連携し検討する必要があります。
- また、児童、障がい者、高齢者などの社会的に弱い立場にある人たちへの虐待が増加する傾向にあり、虐待予防や早期の対応など行政や関係機関との連携の強化や相談支援の充実を図る必要があります。
- 平成28年度から障害者差別解消法が施行されることに伴い、市民や民間事業者などの従事者に対して、障がい者への不当な差別的取り扱いを無くすことや「合理的配慮」の提供などに関する普及・啓発と具体的な取組を促進する必要があります。

<これからの取組>

①「（仮称）つるおか権利擁護センター」の設置の検討など相談支援体制の充実

- ◇ 行政や関係機関と連携し、今後増加する福祉サービスや財産管理が困難な人への支援機能の充実を図るため、日常生活自立支援事業、成年後見制度についての地域住民への周知や利用支援の拡充など、権利擁護に関わる総合的な支援機関としての「（仮称）つるおか権利擁護センター」の設置について検討します。

②成年後見制度利用支援の拡充

- ◇ 身寄りがない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者に対する、行政による市長申し立て制度の利用支援や今後の利用者の増加による成年後見人等の不足に対応するため、法人後見の拡充を図るとともに市民後見人の養成・確保について検討します。

③虐待防止や虐待防止ネットワーク機能の充実

- ◇ 虐待の予防について、市民や関係団体への理解と啓発、虐待の早期発見、連絡・通報についての理解を広げます。また、行政や民間の関係機関が連携し、虐待防止ネットワークや、その相談支援機能の充実を図ります。

④障がい者の差別解消への啓発の推進

- ◇ 社会福祉関連の民間事業者が連携し、障がい者への差別解消に関する研修を実施し、職員の差別解消への理解を深めるとともに、不当な差別的取り扱いを無くすことや適切な「合理的配慮」の提供の普及を図ります。



「障がいの理解を深めるための研修会」



【重点課題8】

地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

<現状と課題>

- 鶴岡市社協は、「おだがいさまのまちづくり」を基本理念として、市内外の関係する行政、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、当事者団体、民間事業者、町内会・自治会等の地縁組織などの団体や個人と手を携え、鶴岡市の地域福祉の推進・発展をさらに図る必要があります。
- また、介護保険事業をはじめ、鶴岡市の社会福祉に関する多くの重要な事業を担っており、このようなサービスに対する苦情への対応、個人情報保護についての厳正な管理などのリスクマネジメント、サービスの質の保証のためのサービス評価のシステムのさらなる充実を図る必要があります。
- 鶴岡市社協は、鶴岡市の地域福祉を推進する中核的な組織として、行政や市民、関係する機関や組織の信頼を得て、その使命を果たすために役員や職員が総力をあげ、サービスの質の向上や効率的な事業運営などによる経営基盤や体制の強化を進める必要があります。

<これからの取組>

① 鶴岡市社会福祉協議会「発展・強化計画」「事業経営計画」の着実な実施

◇ 平成27年度に策定した第二期の鶴岡市社協「発展・強化計画」「事業経営計画」に基づき、その着実な実施により、主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性や民間性をあわせもつ地域福祉を推進する団体として、地域住民から信頼される組織体制の整備を図り、また、適切な事業評価や費用対効果の把握を強化し、資金収支のバランスを考慮した中長期的な財務計画を立て、自主財源の確保を拡充するなどして、安定的な財務運営に努めます。

② 新たな資金調達による自主財源の確保

◇ 生活困窮者や子どもの貧困問題など、地域の福祉課題は年々深刻化し、広がりを見せています。鶴岡市社協が、民間の公益性の高い地域福祉の中核的な機関として、このように広がる地域のニーズや課題に対して、自主的で柔軟な事業を行うためには、自主財源の確保が欠かせません。

◇ これまでの共同募金、歳末たすけあい募金や寄付のあり方を検討し、広く住民や社会福祉法人、企業等が参画し、課題解決について理解と協力を得ることのできる新たな資金調達の手法を検討し、地域のニーズや課題に対して、自主的に取り組むことのできる自主財源の確保を図ります。

③ 社会ニーズに即した研修などによる職員の資質向上と職員による住民活動への支援の拡充

◇ 地域福祉を推進する中核的な団体として、その使命を果たすため、社会のニーズに即した事業推進を目指し、職員のさらなる資質向上、組織力の強化などを図るために、職員のキャリア形成に即した体系的な研修や資格の取得の促進を図ります。

◇ 鶴岡市社協の職員が職場における担当地域や居住地において、住民の主体的な福祉活動に参加し、必要な資源や情報の提供を行うなど、側面的な支援を行うために「地域応援隊」の拡充を図ります。また、行政や他の社会福祉法人職員、その他退職者などにも、住民の福祉活動への参加・協力を働きかけていきます。

④ 苦情対応やリスクマネジメント、サービス評価などのサービス運営管理システムの構築

◇ 鶴岡市社協の職員間での理念や事業目標の共有化、サービス提供における評価、連絡、相談体制の整備や苦情対応、サービス満足度調査の実施、第三者評価の検討など、サービス利用者の満足度を高めるサービス運営管理システムの構築を図ります。



「地域応援隊」による地域貢献活動。(櫛引地域)



地域福祉活動の普及・啓発を目的とした「福祉のつどい」の開催。



第4章

鶴岡市における 地域福祉活動をめぐる現状



- 1.数字で見る鶴岡市
- 2.先駆的な住民主体による見守り・支え合い活動紹介
- 3.各エリアで策定された地域福祉推進に関する計画
- 4.住民座談会・各種アンケートのまとめ
- 5.用語説明
- 6.資 料



1. 数字で見る鶴岡市

人口 ※1、※2

H22年 138,499人
H27年 132,313人

5年間で**6,186人減**



世帯数 ※1、※2

H22年 47,341世帯
H27年 48,293世帯

5年間で**952世帯増**



65歳以上人口 ※1、※2

H22年 39,348人 (28.4%) ⇒約3.5人に1人
H27年 41,400人 (31.3%) ⇒約3.1人に1人

5年間で**2,052人増**



H27年65歳以上人口のうち、

- 一人暮らし高齢者4,068人 約10人に1人
- 75歳以上の人22,991人

生産年齢人口(15歳以上65歳未満) ※1、※2

H22年 81,408人
H27年 75,181人

5年間で**6,227人減**



高齢者世帯(独居・高齢者のみ) ※1、※2

H22年 7,085世帯
H27年 8,072世帯

5年間で**987世帯増**



14歳以下人口 ※1、※2

H22年 17,743人
H27年 15,732人

5年間で**2,011人減**



出生者 ※3

H22年 1,024人
H25年 897人

3年間で**127人減**



障がい者 平成26年度末現在 ※3

- 身体障害者手帳交付台帳登録数:5,874人 (4.4%) ⇒ **約22.7人に1人**
- 療育手帳所持者:1,152人 (0.9%) ⇒ **約111人に1人**
- 精神保健福祉手帳所持者:711人 (0.5%) ⇒ **約200人に1人**

認知症者 ※1、※2

H22年 1,958人
H27年 2,635人

5年間で**677人増**



地域包括支援センター相談件数 ※3

H24年 19,362件
H27年 25,741件

3年間で**6,379件増**



障がい者相談支援事業相談者数 ※3

H24年 935人
H27年 1,315人

3年間で**380人増**



生活困窮者支援事業相談者

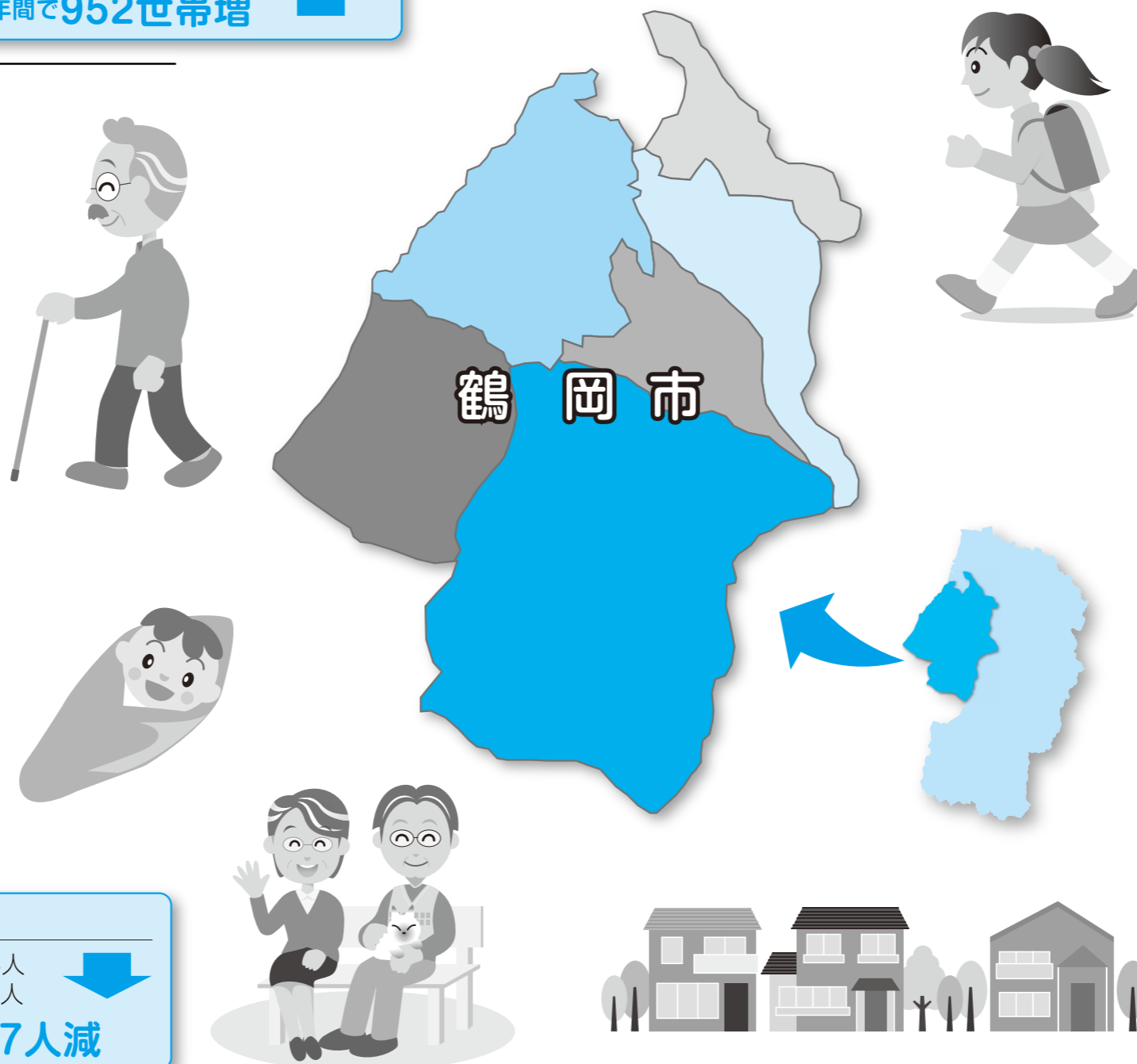
H27年4月～
H28年2月まで 206人

1月あたり約**19人**

日常生活自立支援事業利用者 ※1、※2

H21年 83人
H26年 122人

5年間で**39人増**



【参考資料】 ※1:平成22年度健康福祉の概要 ※2:平成27年度健康福祉の概要
※3:鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2015」



2. 先駆的な住民主体による見守り・支え合い活動紹介

～第一学区誰も孤立させない絆づくりプロジェクト～

【第一学区の基本データ】(平成27年4月30日現在)

人口:10,591人 世帯数:4,154世帯 町内会数:24町内会 高齢化率:29.4%

【取組内容】

平成25年度に第一学区内の関係団体が協力して「救急安心カード」の設置に取り組んだことをきっかけとして、地域における高齢者の安全安心、災害要援護者の支援体制の構築のため、学区社会福祉協議会・コミュニティ振興会・町内会協議会を中心とした、第一学区内の各関係団体で構成された「第一学区安心安全の絆づくり推進会議」を組織しました。実態把握のための「高齢者意向調査」では、多くの方が、日常生活や災害時における不安を抱えていること、高齢になるにつれ隣近所との付き合いを求めている傾向があることがわかったことから、課題解消のためのオール第一学区による具体的なプロジェクトに取り組みました。その中の一つ「災害ごときで犠牲者を出さない『近助』の避難体制づくり」では、町内会ごとに災害時に支援が必要な方や要支援者、避難場所等を印した「地域支え合い支援マップ」を地域座談会での話し合いにより作成し、災害発生時の対応の確認のほか、日常の見守り・支え合い活動や防災訓練に活用し、いつまでも安心して暮らすことができるまちづくりを目指しています。



～小堅地区かぎ預かり事業～

【小堅地区の基本データ】(平成27年4月30日現在)

人口:823人 世帯数:254世帯 自治会数:2自治会 高齢化率:39.4%

【取組内容】

小堅地区社会福祉協議会では、ここ数年間で「もう少し発見が早ければ…」と悔やまれる孤立死が3件も起こったことを受け、緊急時の仕組みづくりに力をいれています。

その一環として、地区を構成する小波渡・堅苔沢自治会の公民館を拠点に、一人暮らしのお宅の鍵を預かり、必要に応じて安否確認を行う「かぎ預かり事業」を平成26年12月から両自治会との協働事業として開始しました。

また、この事業を効果的に実施していくためには、多くの住民の気づきが必要になることから、地域リーダーと地域ケア推進担当者(市保健師、地域包括支援センター、市社協)で話し合い、「部屋の灯りが点けばなし」「新聞や郵便物がポストにたまっている」「洗濯物が何日も干しっぱなし」など、緊急事態と判断される8つの目安を設定。会議や行事・広報紙を通じて地区住民全員に見守りと異変時の連絡を呼びかけました。



～第六学区認知症にやさしい地域づくり～

【第六学区の基本データ】(平成27年4月30日現在)

人口:11,842人 世帯数:4,710世帯 町内会数:12町内会 高齢化率:27.7%

【取組内容】

平成22年度に鶴岡市の「認知症支援モデル事業」に取り組み認知症支援地域マップを作成しました。市の事業終了後も第六学区独自に「認知症にやさしい地域づくり」に取り組んでおります。

★**認知症支援地域マップ**…平成22年度に作成した支援マップの中で「認知症にやさしい見守りの家・店・企業」に、新しく増えた応援者の方々を加えたマップ追録版を作成し、平成27年4月に全戸配布しました。

★**認知症サポーター普及・啓発**…毎年学区内の団体や、朝陽第六小学校6年生を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、幅広いサポーターを増やす活動や、講座修了者を対象にフォローアップ研修を行い、意識啓発に取り組んでいます。

★**金融機関との情報交換**…学区内の金融機関(銀行・信金・郵便局)と高齢者の対応で気になることや、それぞれの立場でできることなどを毎年情報交換し連携を深めています。今後は、ますます増加すると見込まれる認知症高齢者やその介護者を支えるため、第六学区全体で支え合う地域づくりを進めていきます。



～藤島地域 買い物・お出掛け支援事業～

【藤島地域の基本データ】(平成27年4月30日現在)

人口:10,696人 世帯数:3,180世帯 町内会数:61町内会 高齢化率:32.6%

【取組内容】

「ふじしま地域支え合いプラン みんなの藤島いいごプラン」に基づき、長沼地区自治振興会において、買い物困難者への支援に取り組みました。

事前に長沼地区全世帯を対象にした住民アンケート調査を行い、同地区で「買い物不便」や「移動手段がなく大変」などの生活課題を把握したことから、その解決策の一つとして「買い物バスでショッピング」を実施しました。

行き先を地元の「ぼっぼの湯」(温泉施設)としたことで、地域の生活課題解決の一助になるとともに、地域活性化にも一役買うような取り組みにしました。

対象者の選定や呼びかけ、取りまとめなどは各町内会長に協力いただき、すべて自治振興会が行ったことは、住民が主体となり地区の生活課題に取り組んだとても大きな一歩でした。

今後は「ぼっぼの湯」(温泉施設)が主体となり、事業所が所有するバスなどを活用し継続した取組としていきます。





3. 各エリアで策定された地域福祉推進に関する計画

実施主体	第五学区社会福祉協議会
計画名	「第2次 鶴岡市第五学区 地域福祉活動計画」
計画期間	2014年度～2018年度
取り組むべき重点目標	1.地域福祉活動の推進 2.誰もが安心して暮らせる仕組みづくり 3.地域福祉活動推進の環境整備
特徴的な取り組みなど	平成20年3月に策定した第一次計画から引き続き「誰もが安心して暮らせる福祉でまちづくりを目指して」を基本理念として、福祉見守り安心カードの活用、福祉防災マップの作成・促進、住民のニーズを把握する相談窓口の開設等に取り組み、地域における見守り支え合い活動を推進します。

実施主体	藤島地域支え合いプラン策定委員会
計画名	「みんなの藤島いいところプラン」
計画期間	2015年～2019年
取り組むべき重点目標	1.移動や買い物に不便を感じない地域づくりの推進 2.私たちができる!地域における支え合い活動の推進 3.福祉関係機関以外の事業所、学校等との協力関係の構築 4.自治振興会と協働した地域福祉活動の推進
特徴的な取り組みなど	福祉と農業が連携した藤島らしい住民主体の地域福祉活動を行います。具体的には、庄内農業高校の農地を活用し、生徒と地域住民と一緒に野菜等を栽培することで、高齢者等の生きがいづくりにつながるるとともに、採れた野菜を地域に還元できるような仕組みづくりを目指します。

実施主体	羽黒地域支え合いプラン策定委員会
計画名	「羽黒おもいやりプラン」
計画期間	2016年～2020年
取り組むべき重点目標	1.自治振興会との連携 2.見守りの仕組みづくり 3.災害に強いまちづくり 4.リーダー養成
特徴的な取り組みなど	2015年度に発足した4つの地区の自治振興会を拠点として、いろいろな組織や団体等と連携して、身近な地域に気軽に立ち寄れる居場所づくりをはじめとした見守りの仕組みづくりや、災害に強いまちづくり、それらを進めるための地域づくりの担い手となるリーダー養成に取り組みます。

実施主体	櫛引地域支え合いプラン策定委員会
計画名	「くしびき ささえ愛プラン」
計画期間	2016年～2020年
取り組むべき重点目標	1.お互いに支え合い、助け合える地域づくり 2.お互いに語り合い、ふれ合える地域づくり
特徴的な取り組みなど	気持ちの良い挨拶や声かけ、相手を思いやり手を差し伸べるなど、住民一人ひとりの日頃からの心がけを広げていくとともに、支援が必要な世帯に対し、見守りなどの仕組みをつくります。また、住民同士がつながりをもって、仲良く交流できるちょっとした地域の居場所づくりに取り組みます。

実施主体	朝日地域支え合いプラン策定委員会
計画名	「ともに生き、互いに支え合う地域 朝日」
計画期間	2016年～2020年
取り組むべき重点目標	1.健康長寿を延ばし、生き生きと元気に過ごしましょう! 2.地域における支え合い活動の推進 3.人づくりは地域づくり ～自治振興会・自治会連絡協議会や企業・学校等と福祉関係機関が連携した地域福祉活動の推進～ 4.保健・福祉・介護 総合相談窓口としたワンストップサービスの構築
特徴的な取り組みなど	中央地区自治振興会、東部地区自治振興会、南部自治会連絡協議会と協働した地域福祉活動を提案します。自治振興会等に設置されている「地域づくり部」等との連携を模索します。地区や集落を単位とした住民支え合い推進体制を支援するとともに、座談会や研修会を通し、地域の応援団を発掘します。

実施主体	温海地域支え合いプラン策定委員会
計画名	「温海地域支え合いプラン」
計画期間	2016年～2020年
取り組むべき重点目標	1.困った時に助け合える地域づくり 2.多世代が生き生きと暮らすことができる地域づくり
特徴的な取り組みなど	人口減少や著しい高齢化などの課題をふまえ、住民同士の身近な助け合いや、専門機関とのスムーズな連携を推進するため、地域座談会などで啓発を行います。また、各世帯に地区自治会エリアごとの相談先や地域資源を示した「赤かぶねっと図」を配布し活用を図ります。



4. 住民座談会・各種アンケートのまとめ

(1) 住民座談会（平成27年11月～12月実施）

「おだがいさまのまちづくり計画2015」の策定においては、地域住民の声を広く計画に反映させるため、鶴岡市と合同で先駆的な地域福祉活動を実践している町内会や規模の大きな町内会、さらには、新興住宅地・中山間地域の自治振興会、青年会議所、学区・地区代表者などの団体・組織に対して、住民座談会、ヒアリングを以下の10ヶ所で実施しました。

平成27年11月～12月

No.	実施日	町内会・団体等
1	11月10日（火）	第三学区四団体連絡会議（第三学区）
2		藤島地区自治振興会（藤島地域）
3	11月26日（木）	大部町町内会（第三学区）
4	11月27日（金）	田川版おだがいさま見守りネット手引き作成プロジェクト委員会（田川地区）
5	12月 3日（木）	新海町町内会（第六学区）
6	12月 6日（日）	朝日南部地区自治会連絡協議会（朝日地域）
7	12月10日（木）	学区・地区社協代表者情報交換会（鶴岡地域）
8	12月11日（金）	稲生町内会（第四学区）
9	12月14日（月）	双葉町町内会（第一学区）
10	12月15日（火）	鶴岡青年会議所



住民座談会「双葉町町内会」



住民座談会「鶴岡青年会議所」

1. 先駆的な地域福祉活動の実践をしている地区について

① 地域の課題の明確化と共有化

- 今回の先駆的な地域福祉活動を実践している地区において、まず共通しているのは、町内会等の自治組織の役員が、地域の課題について明確に認識していることであり、共有化していることです。
- 大部町町内会（第三学区）では、「町民の困りごと、心配ごとの相談窓口を町内会長が引き受け、町内会へ反映しやすい環境を作るとともに、警察・地域包括支援センター、民生委員とも連携をとり、問題の解決を図っている」とのことであり、新海町では、「近所のつながりの希薄化、加えて町民の高齢化の進行により、町内会活動や隣組の運営に支障が生じている」との認識のもと、「住民にアンケートや説明会などを実施したことで、町内会の状況や課題の共有につながった」と地区の住民の課題の共有化に努めています。
- おだがいさまネットの先駆的実践を行っている地区の一つである田川地区社会福祉協議会では、「一人暮らし世帯や高齢者のみ世帯の増加が深刻になってきている」との認識のもと、「田川元気会議『SENEBA』（せねば）5部会の内『暮らし部門』の高齢者に関する課題を中心に取り組みを行う」とし、地区の課題について、組織的に掘り下げて検討する場を設けています。また、平成20年から「福祉ネットワーク」活動を開始している双葉町町内会では、「町内の支えが必要な人をどうにかしたいという思いで、民生委員と町内会長で福祉体制について話し合い発足した」とのことであり、民生委員と町内会長の強い危機感が基点となっています。
- 第三学区四団体連絡会議（町内会連合会、民生児童委員協議会、学区社会福祉協議会、コミュニティ協議会による構成）では、「これまで各団体が何をしているかといったことがわからず、福祉健康まつりなども共催という形ではあったが実質社協のみだった。また、コミュニティ協議会は元気な老人向けの事業がメインで、認知症や支援が必要な場合は社協といったようなバラバラな状況だった」との課題認識のもと、情報交換から横のつながりの重要性を認識するに至っています。
- 住民主体による地域福祉活動実践は、住民リーダー層が自らの地域の課題を明確に認識し、共有化することが出発点となることを、これらの先駆的な活動実践を行っている地区から学ぶことができます。その点からいえば、行政や社会福祉協議会の役割として、各地区の特徴的な課題に関する情報や、対応への参考となるモデル地区に関する情報提供などについて側面的に支援することが重要となります。

② 地域の課題解決のための方法の具体化

- これらの先駆的な活動実践を行っている地区において共通している第二の点は、地域の課題解



決のための活動のあり方について検討し、具体的な実践方法を開発し取り組んでいる点です。

- 大部町町内会では、「ご近所福祉協力員の設置により、隣組単位の地域見守り体制が強化され、実際の事例でも地域ネットワークにより解決に至ったものも数件でている」、新海町町内会では、「隣組からの役員選出（自分たちで決める）や、隣組内のつながりのきっかけづくりなど新しい目標が定まり」、町内会の組織改革（隣組再編）を行っています。
- 田川地区では、『田川版おだがいさま見守りネット手引き作成プロジェクト委員会』を編成し、地区内の住民を始め、関係団体や協力機関と連携を図りながら啓蒙していくために具体的な活動や対応についてまとめた手引きを作成し、具体的な活動として、安心カードの設置や支え合いマップの作成、会食交流会の開催など、見守りネットワークを広げていくための支援活動を行っています。双葉町町内会では、要支援Ⅰ（常時見守り）と要支援Ⅱ（時々見守り）を設定しそれぞれに担当者をつけています。また、年二回『福祉ネットワーク会議』を実施して要支援者の情報交換、要支援者リストの更新、担当者の更新を行うなど継続した取り組みにより、活動上の工夫が生まれています。
- 第三学区四団体連絡会議では、「地域支え合いに関するアンケート調査を行い、日常生活上の困りごと等の実態調査を行った」とあるように、地域の困りごとについてのニーズ把握を行い、各団体の持っている強みを活かして、四団体連絡会議において『おだがいさま支え合いネット』の原案を作成してサポーター募集を行っており、地域での支え合い活動に関わる具体的な手立ての工夫をしています。
- このように、地域における課題の共有化がなされた次の段階は、それらの課題に対応する具体的な方法について検討し、試行錯誤をしながら実践を重ねていくこととなります。その際、見守り活動について言えば、対象者の選定方法や協力者の想定や募集、頻度やマニュアルの作成など内容の具体化と方法を明らかにしていく必要があります。その際の行政や社会福祉協議会の役割として、各地区の特徴やそれまでの協議経過について配慮しながら、具体的な内容についての先進事例に関する情報提供や助言・相談に応じ、住民の主体性を尊重した支援が求められます。

③ ネットワークの形成と住民の理解と協力の広がり

- 先駆的な地域福祉活動を実践している地区に共通する第三の点は、地域の関係する団体や関係機関とネットワークの形成を図るとともに、住民の理解と協力を広げるように努めている点です。
- 大部町町内会では、年間に交流事業を含め多くの町内会活動を実施していますが、「町内会役員数が36名と多く、役割分担しながら町内会運営にあたっている」とのことです。役員チームワークの良さが活発な活動を支える要因となっています。また、新海町町内会は、町内会の組織改革

をとおして、「隣組からの役員選出（自分たちで決める）や、隣組内のつながりのきっかけづくりなど新しい目標が定まった」とのことです。田川地区では、民生児童委員・住民会長・自治振興会等で『気になること』や『気にかかる方』についての初期連絡を受けながら、普段の暮らしの見守り活動を行ってきたことが、「田川版おだがいさま見守りネット手引き作成プロジェクト委員会」を組織化することの下地になっていると言えます。

- 双葉町町内会は、「役割分担ができていて負担が集中しないようになっている。見守りは、民生委員、見守り隊が行っているが、その他に隣組長が配りものをする時など日常的な関わりの中で見守っている」と町内の適切な役割分担が継続の要因となっています。また、「自主防災組織と福祉ネットワークをまとめようとしている」との新たなネットワークの強化の方向性を見出しています。第三学区四団体連絡会議は、まさにこれまで各団体が何をしているかといったことがわからず、…バラバラな状況だったが、四団体の代表による企画会議で「おだがいさま支え合いネット」の原案を作成し、サポーターの募集を協力して行うなど、地域の福祉課題に各団体が共通認識のもと、的確に各団体の持つ長所を活かして、地域課題への取り組みのパワーアップを果たしています。
- 地域の人口減少や少子高齢化が進む中で、地域の課題がますます増えていく状況下において、地域の団体が個々の活動をバラバラに行うのは、効果的・効率的でないと言えます。その点では、地域の団体が一堂に会し、お互いの活動の状況や地域の課題を話し合う場の設定が今後ますます必要とされます。そのような機会や場の働きかけを行政や社会福祉協議会が行うとともに、地域の課題に応じて、地域包括支援センターなど関係する機関の協力を得ながら、住民組織が地域の課題に応じた取り組みを主体的に展開していくことができるような支援が望まれます。
- 先駆的な地域福祉実践を行っている地区でも、今後に向けた課題として、若い世代を含めた新たな人材の確保や人材育成、生活困窮者、高齢化する引きこもり者への支援のあり方、空き家問題、地域の防災機能の強化などの課題があげられています。今後、5年から10年と時間が経つにつれて、地域の課題も大きく変化していくことも予測されます。行政や社会福祉協議会は、そのような地域の変化を見据えつつ、新たな課題に取り組む支援機能を高めていくことが求められます。

2.特徴的な地区における座談会から

① 地域の特性を踏まえた課題の把握と支援のあり方

- 今回座談会を行ったのは、市街地における大規模町内会である稲生町内会、郊外の新興住宅地域の町内会である藤島地区自治振興会、山間部の朝日南部地区自治会連絡協議会です。
- 住民主体による地域福祉活動実践は、その地域的な特性を考慮する必要があります。地域の地理や自然、歴史、産業、公共施設の整備状況、住民意識などの特性、自治組織の成り立ちや規模などによって、地域の課題や活動実践の内容の違いがあり、それらの背景や要因をふまえた支援



のあり方を探ることが重要となります。

- 例えば、稲生町内会は、1,200世帯以上の市内で一番大規模な町内会です。町内を4つの区に分け、5つの部会（総務、財政、生活環境、防災安全、町民交流）を設置しており、大規模な町内会ではありますが、各部会活動も活発に行われています。しかし、「福祉協力員の役割が理解されていない」との声があり、今後の高齢化の進展を考えると、民生・児童委員も含めて、町内会における横の連携が重要になってくると考えられます。
- 郊外の新興住宅地域の町内会である藤島地区自治振興会では、健康福祉部があり、一人暮らし高齢者への配食ボランティア活動や高齢者の見守りマップ作成、地域のたすけあいの研修会などの活動を行っています。ただし、「配食以外の取組についてはまだ具体的に進めていない」「具体的に何にどう取り組んでいけばいいか迷っている」との声がありました。一昨年500名の住民からアンケートを取り、生活の不便さ（除雪、買い物不便等）があげられており、住民ニーズの把握に非常に積極的な姿勢がうかがわれます。このような機会に、行政や社会福祉協議会、また関係機関は、このアンケート結果を共に分析し、その結果をもとに具体的な今後の方向性について協議することが、今後の展開にとって重要と考えられます。
- 山間部の朝日南部地区自治会連絡協議会では、人口規模が少ないこともあり、個別の事例も含めて地域の課題を具体的に把握している状況がうかがえます。具体的には、路線バスの一部廃止による交通弱者の増加、高齢者や若者の引きこもり問題、火災や落雪等の事故の発生への不安、元気な高齢者の地域活動への参加などがあげられています。他の地域の取組にも関心を持っており、市内の同じような地域との交流や情報提供なども効果的であると考えます。
- このように、住民主体による地域福祉活動を促進するためには、行政や社会福祉協議会などの支援者が、その地域の特性をよく理解することが基本となります。単純にマニュアル化できるものではありませんが、地域の特性や自治組織の成り立ちや規模などによって、支援のポイントの違いやその地域の特性にあった先進的な取組を紹介するなど、効果的な支援のあり方を整理して活用することが必要です。

3.学区・地区社協代表者情報交換会、鶴岡青年会議所へのヒアリングから

① 情報交換や交流の場の重要性

- 今回の学区・地区社協代表者情報交換会では、各地区の地域福祉活動の状況についての情報交換とともに地域福祉(活動)計画の内容についても様々な意見をいただいています。各地区の取組状況について、様々な状況や課題などが出されており、相互に情報交換や交流することは、大いに各地区の刺激となり、取組の広がりにつながります。今後とも継続的・定期的に行っていくことが必要と考えられます。

- 地域福祉(活動)計画の内容については、「基盤づくりを計画に盛り込んでもらいたい」、「様々な事業が学区社協任せなので、取り組む学区と取り組まない学区で差が生じている。市社協でマニュアル(テキストブック)を作成し、実施の音頭を取ってほしい」、「市社協は学区社協までの関わりで、各町内となると学区・地区社協は福祉に関して素人。人材の研修・育成、活動への指導をお願いしたい」、「活動に即役立つサンプル(様式)が欲しい。それらを参考に地域にあったやり方を検討できる」など非常に前向きで参考となる意見が出されています。

② 多様な団体との関係性の構築

- 今回の青年会議所のメンバーからの地域福祉(活動)計画への意見として、「福祉は住民の日常生活につながっており、福祉の充実により住民の生活が安定すれば地域に活力が出てくるので地域活性化にもつながる」、「今の福祉制度は無理な制度設計の上で成り立っている。その点を県や国へ訴え、制度の改善を要望していくべき」、「生活が困窮している人が何度も市役所に足を運んだり、市役所内をあちこち回るのは困難。困っている人がここに相談に行けば大丈夫という窓口がほしい」、「精神疾患について勉強する機会が欲しい」、「色々な視点を取り入れながらやっていった方が問題への発信力やリーチする力につながるのでは」、「最近、市社協や市役所から青年会議所に加入する人がいないので、市社協や市の職員が青年会議所に入って活動していけば、お互いの問題の解決を図れるのでは」、「子どもの貧困を止めるため、子どもの権利条約に関連した条例を制定することを市の福祉計画に盛り込んでほしい」、「行政で他の団体も含めて定期的に意見交換をする場を設けていくことが重要だ」など、年代の若い層の視点から、非常に関心が高く積極的に具体的な意見が出されています。
- このような意見からも、今後様々な年代層や多様な団体の意見を地道にくみ上げていくことが、中・長期的に見て、新たな人材の発掘や養成、団体や組織間の連携、さらに地域福祉推進の広がりや活性化につながると考えられます。



(2) 住民自治組織・地域住民へのアンケート調査

「おだがいさまのまちづくり計画2015」の策定においては、住民自治組織や地域住民の声を広く計画に反映させるため、町内会長・単位自治組織の長、民生委員・児童委員、ひとり親家庭世帯、ホームヘルパーを対象にアンケート調査を実施しました。その中でも、これからの地域福祉活動で重要と思われる箇所では、次のような結果となりました。

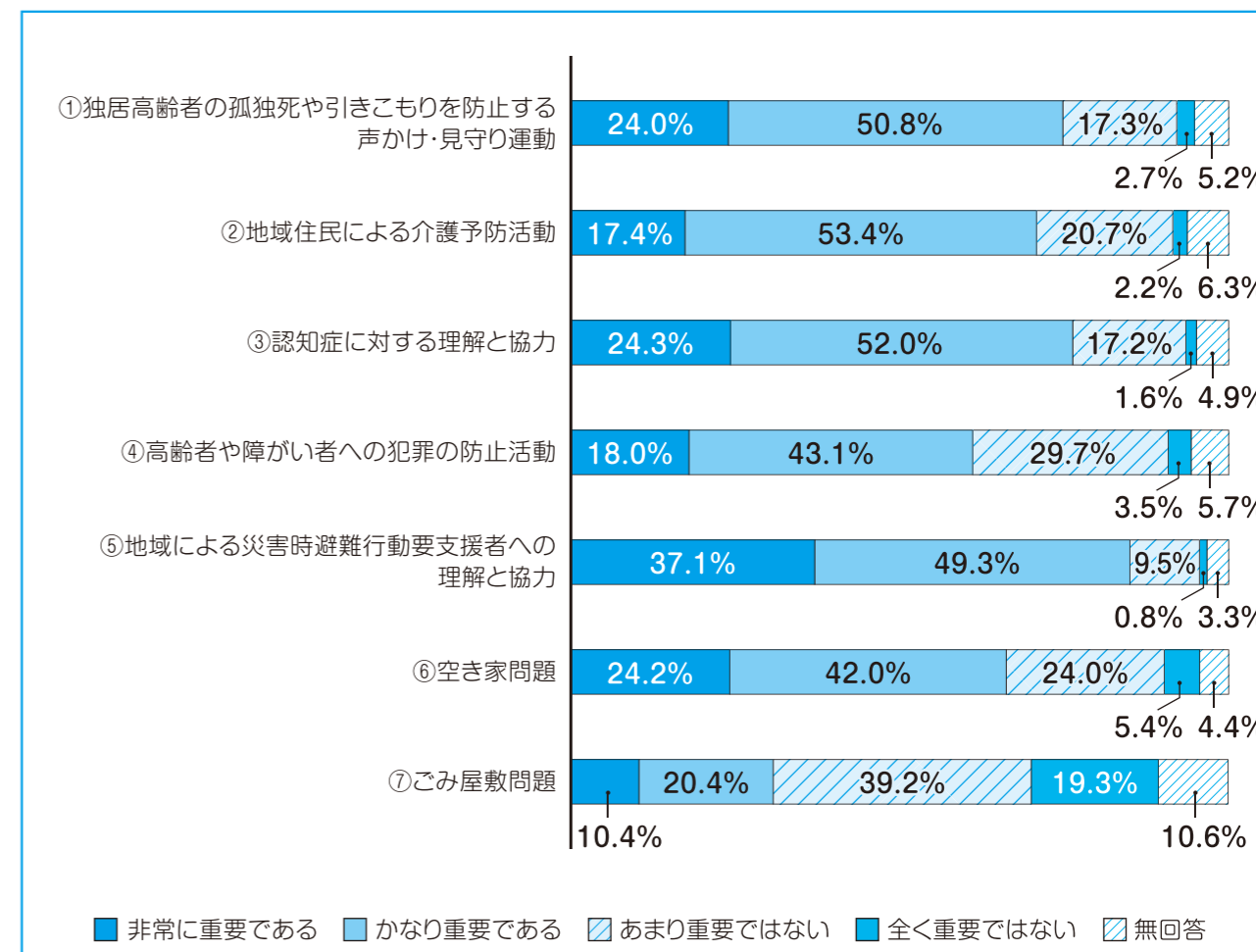
調査期間 平成27年10月～12月

調査対象者	調査対象者数	回答者数
鶴岡市内の町内会長・単位自治組織の長	466名	367名 (回答率78.8%)
鶴岡市内の民生委員・児童委員	349名	311名 (回答率89.1%)
鶴岡市内のひとり親家庭世帯 (児童扶養手当の受給資格がある世帯)	1,157世帯	424世帯 (回答率36.6%)
市社協に所属するホームヘルパー	91名	91名 (回答率100%)

①町内会長・単位自治組織の長への地域福祉に関するアンケート調査

※一部抜粋

問) 今後地域として対応すべきと思われる課題について



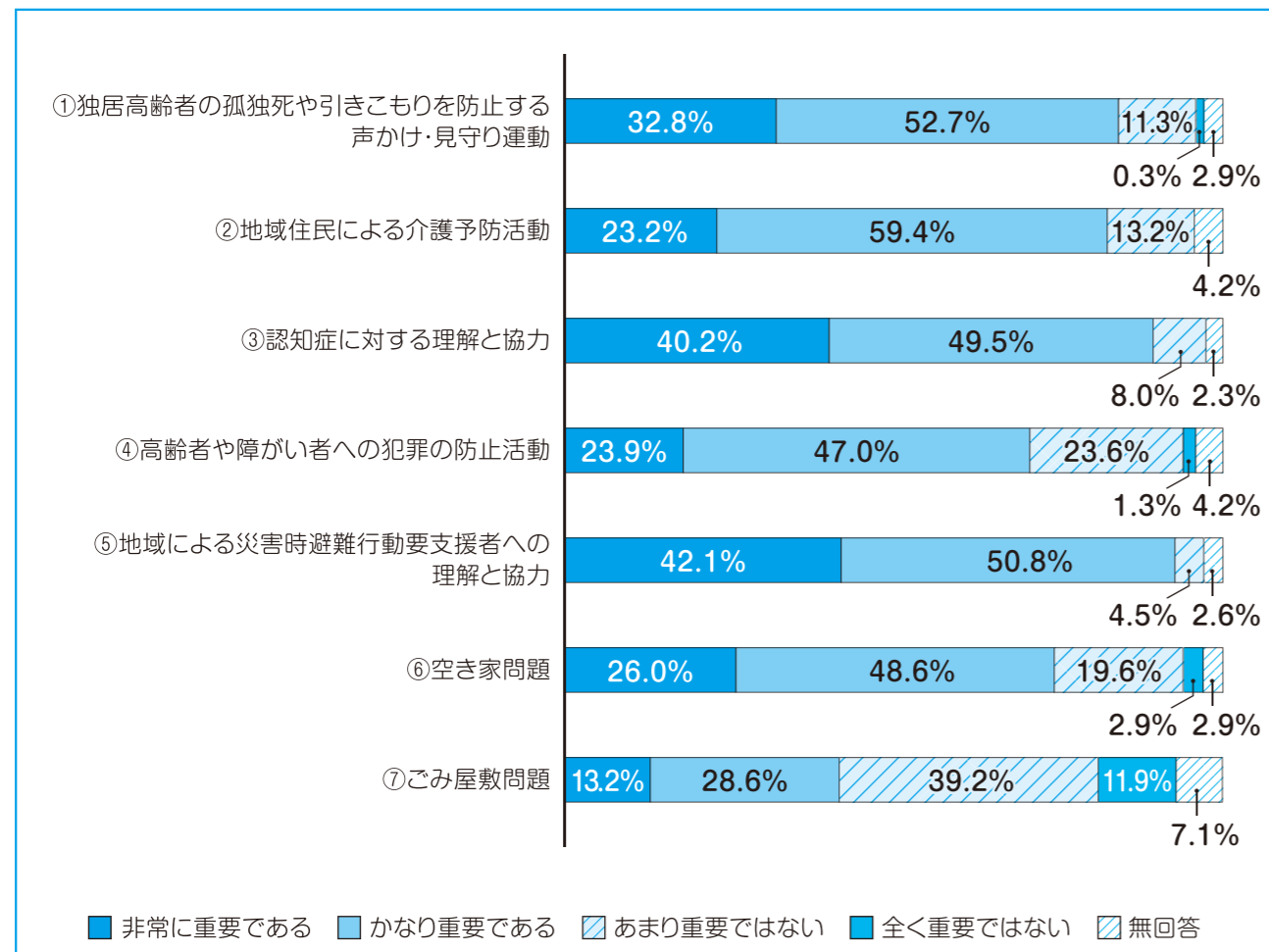
「非常に重要である」と「かなり重要である」が合わせた比率が最も多かったのは、「地域による災害時避難行動要支援者への理解と協力」であり、86.4%となっています。二番目に多いのは、「認知症に対する理解と協力」が76.3%となっています。高齢化の進展により、認知症に関する関心が高まっていることがうかがえます。三番目は、「独居高齢者の孤独死や引きこもりを防止する声かけ・見守り運動」が74.8%、四番目は、「空き家問題」が66.2%となっており、今後地域における空き家問題への対応の必要性がかなり高まっていることがうかがえます。



②民生委員・児童委員へのアンケート調査

※一部抜粋

問) 今後地域として対応すべきと思われる課題について

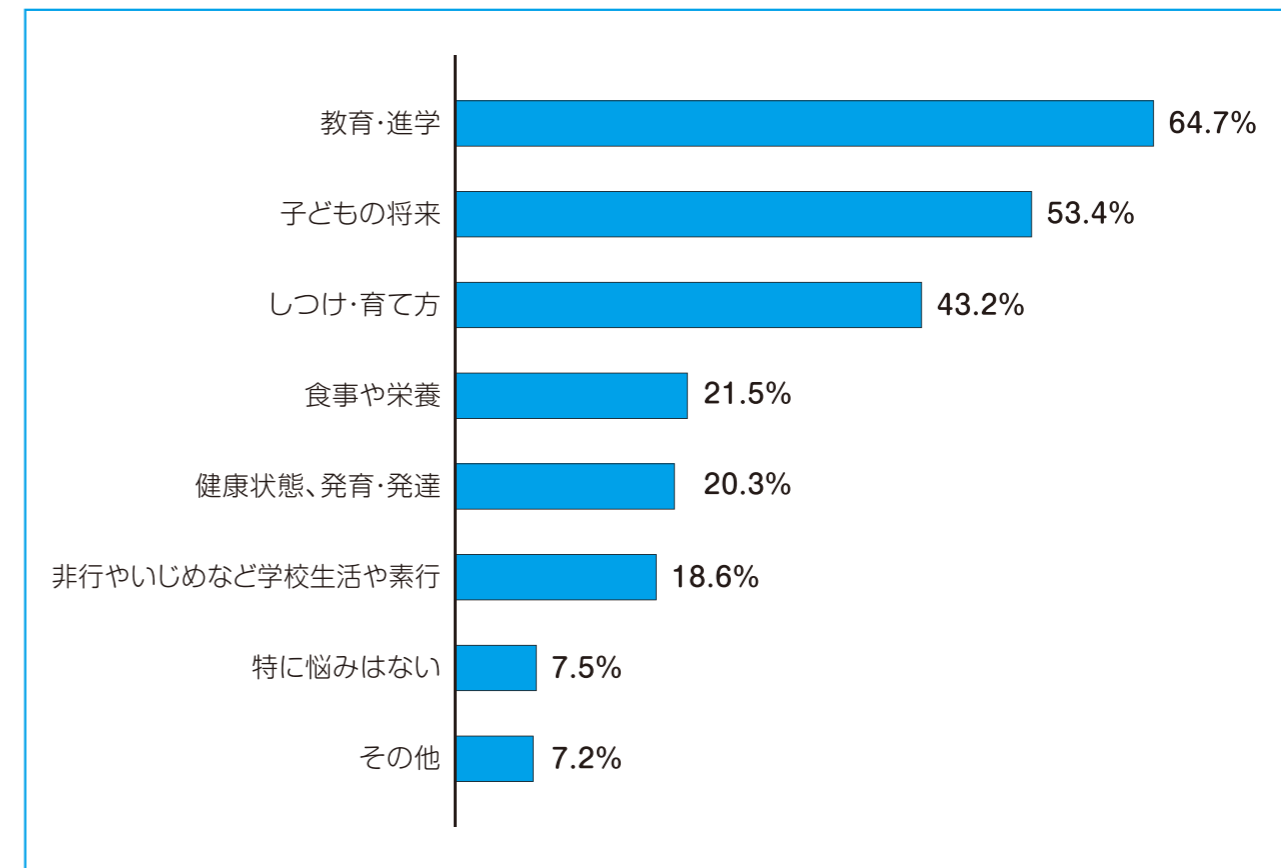


「非常に重要である」と「かなり重要である」が合わせた比率が最も多かったのは、「地域による災害時避難行動要支援者への理解と協力」であり、92.9%となっています。二番目に多いのは、「認知症に対する理解と協力」が89.7%となっています。これは、自治会長などでも高い結果となっており、高齢化の進展により、認知症に関する関心が高まっていることがうかがえます。三番目は、「独居高齢者の孤独死や引きこもりを防止する声かけ・見守り運動」が85.5%、四番目は、「地域住民による介護予防活動」が82.6%となっており、今後住民への介護予防活動に対する啓発についても関心が高い結果を示しています。

③ひとり親家庭の子育てに関するニーズ調査

※一部抜粋

問) 子育てをする上での悩みについて(複数選択)



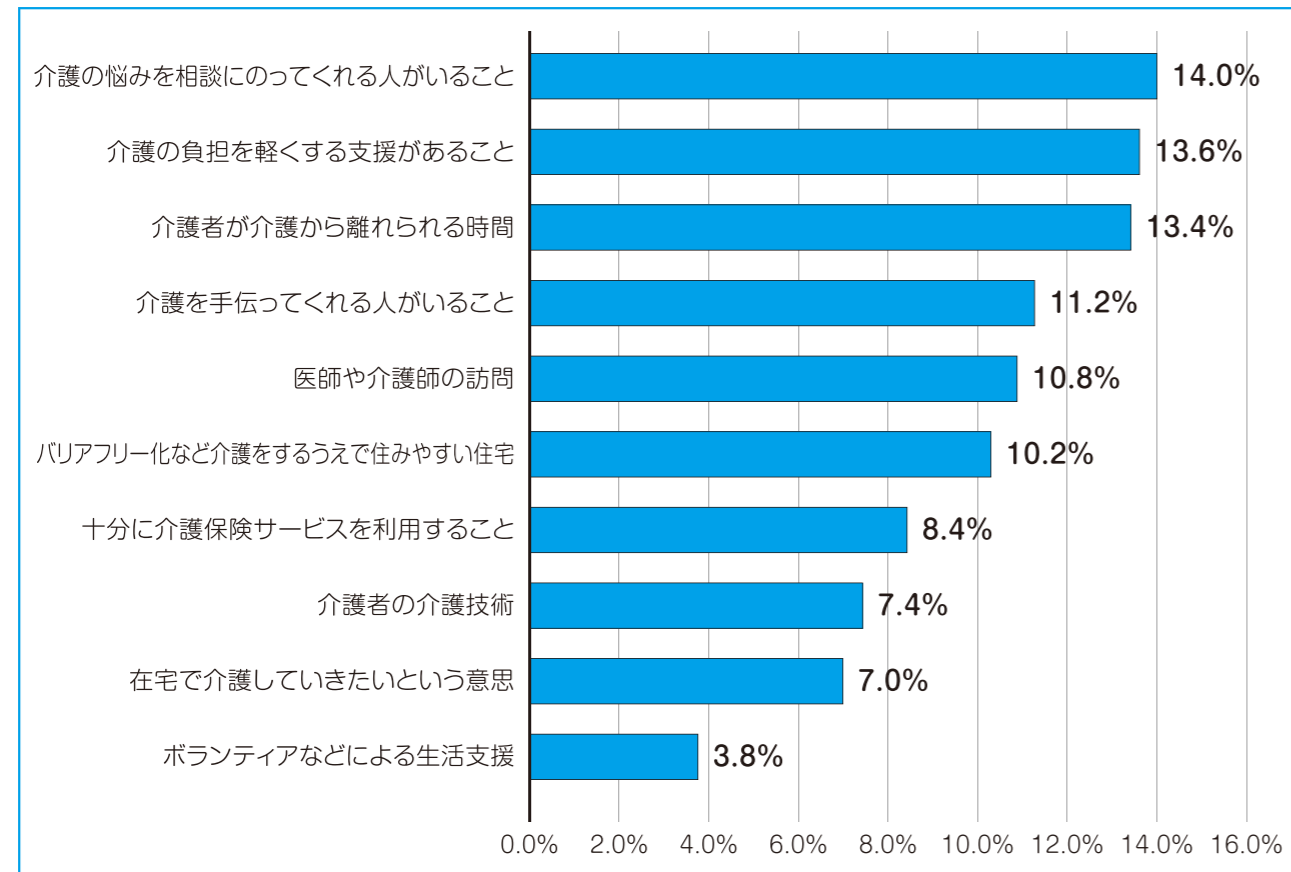
ひとり親家庭の子育てをする上での悩み(複数回答)については、「教育・進学」が64.7%と最も多く、続いて、「子どもの将来」が53.4%、「しつけ・育て方」が43.2%と続いています。また、「食事や栄養」が21.5%、「健康状態、発育・発達」が20.3%、「非行やいじめなど学校生活や素行」が18.6%となっています。教育や進学、子どもの将来について不安や悩みを持っている方が半数以上となっている一方、お子さんの食事や栄養、健康状態、発育・発達、しつけ・育て方などについて具体的な悩みを持っている方も多く、ひとり親世帯への個別の悩みや不安に応じた相談支援体制を拡充していく必要があると考えられます。



④社会福祉協議会ホームヘルパーへのアンケート調査

※一部抜粋

問) ホームヘルパーとして働く中で、在宅介護を続けていくために必要なことと考えられることについて



ホームヘルパーとして働く中で、在宅介護を続けていくために必要なことと考えられるもの(複数回答)については、「介護の悩みを相談にのってくれる人がいること」が、回答件数の14.0%(回答者の79%)と最も多く、「介護の負担を軽くする支援があること」が13.6%(同74.8%)、「介護者が介護から離れられる時間」が13.4%(同73.6%)となっています。さらに、「介護を手伝ってくれる人がいること」が11.2%(同61.5%)となっています。ホームヘルパーの業務から、在宅介護を継続していく支援の内容として、介護者への悩みや相談、具体的なサービスによる支援、介護から離れる時間の保障、介護を手伝ってくれる人の存在などがあげられています。これらは、継続的・日常的に介護者に接している上での視点であり、介護者への支援やサービス提供のあり方やケアプランの改善などに活かすことが求められます。また、「医師や看護師の訪問」が10.8%(同59.3%)となっており、より医師や看護師による医療行為との連携の必要性があげられています。その点でも、介護や福祉、医療従事者等によるチームアプローチの必要性が現場からもあげられていると言えます。

5.用語説明

<あ行>

NPO法人

Non Profit Organizationの略、様々な分野（福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

<か行>

学区・地区社会福祉協議会

小学校区や決められた地区の単位で、自治会や町内会の代表、民生委員・児童委員、老人クラブの代表などによって、その地区の福祉問題に対して住民が協力して必要な活動を行なうために組織された会。

権利擁護

市民の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送られるように支援すること。（成年後見制度、日常生活自立支援事業）

権利擁護センター

「権利擁護・成年後見制度の相談」、「日常生活自立支援事業」、「法人後見」、「市民後見人の養成・活動支援」などの機能とその組み合わせが考えられるが、地域によって運営形態や機能に違いがある。

合理的配慮

障がい者から配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。「障害者の権利に関する条約」第二条に定義。

個人情報保護

氏名や生年月日、住所や職業などの個人を特定することができる情報を保護すること。

子ども家庭支援センター

子育て世帯に対して、子育ての相談支援や各種のサービスを提供する子育てに関する総合的な機能を持つセンター。

コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践。

<さ行>

災害ボランティアセンター

災害発生時に、被災者・被災地支援のためのボランティア活動を効果的・効率的に行うため、臨時に開設する災害復興支援に特化したボランティアセンター。

事業経営計画

事業型社協としての視点から課題を抽出し、その方向性を示した計画。

社会資源

生活ニーズの充足や問題解決のために活用する、地域に存在するあらゆる制度・人・物・情報などのこと。

社会福祉法

社会福祉関係事業（社会福祉を目的とする事業）の全分野共通の基本事項について定めた法律。平成12年に社会福祉事業法から改称。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称で、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮を義務付けている。平成28年4月施行。

障害者相談支援センター

障がいの種別を問わず、地域でいきいきと暮らし暮らせるように、生活・就労面にわたる一体的な相談や福祉サービスの情報提供、交流の場の提供などの支援を総合的に行う機関。

自立相談支援事業

生活困窮者の相談窓口となり、抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」の作成や関係機関との連絡調整・支援の実施状況の確認などを行う。

生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずる事業。法律が平成27年4月に施行された。

生活支援サービス

高齢者や障がい者などが、買い物や食事など生活上の困難や不便な状態にある場合に、配達や移送サービスなどによって支援するサービス。

成年後見人

認知症の高齢者や知的障がい者・精神障がい者など、判断能力が十分でない人に代わって、契約の締結や財産管理などの必要な支援を行う人で、家庭裁判所が選任する。要支援者の判断能力の程度によって、その他に保佐人や補助人がいる。

セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供する仕組み。

<た行>

第三者評価

福祉サービスの内容などを利用者・事業者以外の第三者（評価機関）が評価を行い、「評価結果」を出すとともに、事業者自らが提供しているサービスを評価する「自己評価」により、課題点・問題点等の「気づき」につなげる。事業者が、それに基づき「改善計画」を策定、実行することにより「福祉サービスの質の向上」を図ること。

地域応援隊

鶴岡市社協の職員が、居住地や職場の担当地域において、住民の主体的な福祉活動に参加し、必要な知識や情報の提供を行い支援する取り組み。

地域ケア会議

あらかじめ決められた地域内において、支援が必要な人や家族に対して、その支援に関係する機関の担当者などが適宜集り、適切な支援方法について協議する会議。現在、地域包括支援センターにおいて実施されている。



地域公益活動

社会福祉を目的とし、地域におけるニーズがあり、公的制度の給付対象となっていないもの。

地域福祉

自立生活が困難な個人や家族が、基礎自治体や生活圏を同じくする地域において自立生活できるようネットワークをつくり、必要なサービスを総合的に提供することであり、そのために必要な物理的、精神的環境醸成を図るとともに、社会資源の活用、社会福祉制度の確立、福祉教育の展開を総合的に行う活動。（「地域福祉論」大橋謙策執筆部分）

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービス・福祉などが一体的・包括的に提供されるシステム。

地域包括支援センター

介護保険法で定められ、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントを総合的に行う機関。

小さな拠点

小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取り組みで、国土交通省国土政策局設置の検討会等において、先進事例の調査・研究が行われている。

鶴岡地域生活自立支援センター（くらしス）

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の本市における窓口。

<な行>

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理（公共料金、医療費の支払い等）、預金通帳の預かりなどを行い、地域で自立した生活が送れるように支援するサービス。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる場所。

<は行>

発達障がい

先天的なさまざまな要因によって、主に乳幼児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延。発達障がいには、しばしば精神・知能的な障がいや身体的な障がいを伴う。

発展・強化計画（社協発展・強化計画）

社協の事業戦略や組織・経営基盤の強化に向けた計画。

ひきこもり

ある程度狭い生活空間の中に退避し、社会生活の場や一般的な人間関係が長期にわたって失われている状態のこと。（具体的には、自分の部屋でほとんどの時間を過ごし、学校や会社にはいかない状態、あるいはそのような状態に陥っている人のこと。）

避難行動要支援者

災害発生時に避難するまでに支援が必要な高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など。

福祉学習サポーター

学校や地域組織、社協、ボランティアセンターなどが実施する、主に子供や青年などを対象とした福祉学習、ボランティアスクールなどに協力する住民。

福祉コミュニティ

地域住民が、地域の福祉問題に対して話し合い、主体的に共同して対応する地域共同体。

福祉センター

旧6市町村（鶴岡、藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海）単位において、住民主体の福祉活動や福祉コミュニティづくり、生活支援事業、ボランティア活動推進事業などを総合的に推進する地域福祉の拠点。

プラットフォーム

多様な市民・団体が、協働して地域の課題解決にあたることのできる出会いの場。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）になり、個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

ボランティア

自発的な意志に基づいて、報酬を目的とせず、自分の能力などを他人や社会のために提供すること。

ボランティアセンター

活動したい人と支援を必要とする人をつなぐコーディネート、ボランティアに関する相談・助言、情報収集・発信、研修会開催などを行うボランティア活動の拠点。

<ら行>

理事検討班

鶴岡市社協の円滑な事業の推進を図るため理事会に組織された班。

リスクマネジメント

リスクを予見し、そのリスクがもたらす損失を予防するための対策と、損害が発生した場合の事後処理対策などを効果的に行うことによって、事業の継続・安定的発展を確保するとともに、福祉サービス利用者の権利や利益の保護に努めること。

<わ行>

ワンストップの相談支援

従来の高齢、障がい、児童などの分野別であった相談窓口を統合し、地域住民が身近なところで必要な支援を受け、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援すること。



鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

氏名	役職名等	備考
富 樫 毅	前社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会会長	委員長
千 田 洋 子	鶴岡市保健衛生推進員会連合会会長	副委員長
佐 藤 智 志	鶴岡市コミュニティ組織協議会会長	
佐々木 栄 三	鶴岡市町内会連合会理事	
橋 本 正 輝	鶴岡市自治振興会連絡協議会会長	
勝 木 正 人	羽黒区長会会長	
三 浦 辰 雄	鶴岡市民生児童委員協議会連合会会長	
佐 藤 美喜雄	鶴岡市学区・地区社会福祉協議会連絡委員会副委員長	
小 林 達 夫	鶴岡市老人クラブ連合会会長	
櫻 井 好 和	鶴岡市ボランティアセンター運営委員会委員長	
佐 野 治	東北公益文科大学准教授	
佐 藤 しおり	前鶴岡市子育て支援推進委員会委員長	
石 原 和香子	前鶴岡まちづくり塾鶴岡グループ代表	
神 田 秀 人	山形県立こころの医療センター院長	
橋 本 廣 美	鶴岡手をつなぐ親の会会長	
武 田 憲 夫	一般社団法人鶴岡地区医師会理事	
池 田 徳 博	山形県弁護士会 高齢者・障害者に関する委員会	
佐 藤 真 紀	介護保険事業者連絡協議会 居宅支援事業者部会部会長	
佐 藤 佐保子	鶴岡地区特養連絡協議会	
吉 宮 哲 史	公益社団法人鶴岡青年会議所理事長	
白 幡 康 則	自立支援センターふきのとう代表世話人	
田 口 比呂貴	地域おこし協力隊	
阿 部 俊 夫	特定非営利活動法人つるおかランド・バンク理事長	
照 井 和	鶴岡市消防団副団長	

6.資料

鶴岡市地域福祉活動計画策定の経過

平成27年		
8月1日	◇第1回策定委員会 ・これまでの計画について ・これまでの地域福祉のあり方について～計画策定の意義～	
9月25日	◇第1回ワーキンググループ合同会議 ・計画の策定について ・ワーキンググループの役割について ・現計画の検証について	
10月2日	◇第2回策定委員会、第1回テーマ別部会 ・現計画の検証について ・テーマ別部会について	
10月～12月	◇アンケート調査の実施 ・鶴岡市内の町内会長、単位自治組織の長 回答数367名 ・鶴岡市内の民生委員・児童委員 回答数311名 ・鶴岡市に在住するひとり親家庭世帯 回答数424世帯 ・市社協ホームヘルパー 回答数91名	
11月～12月	◇住民座談会の開催 ・市内10ヶ所	
12月10日	◇学区・地区社会福祉協議会代表者情報交換会	
12月18日	◇第3回策定委員会・第2回テーマ別部会 ・第1回テーマ別部会の報告 ・住民座談会、アンケート調査の中間報告 ・計画の素案について説明・検討	
平成28年		
2月18日	◇第4回策定委員会 ・地域福祉活動計画(案)の説明・検討	
3月	地域福祉活動計画策定	



鶴岡市地域福祉活動計画策定ワーキンググループ名簿

氏名	役職名等	部会名	備考
多田 隆佳	藤島福祉センター長	①支え合いの仕組みづくり部会	班長
佐藤 律子	櫛引福祉センター長	①支え合いの仕組みづくり部会	
上村 邦弘	地域包括支援センター サブセンターあつみ主事	①支え合いの仕組みづくり部会	
高橋 幸	障害者相談支援センター相談員	①支え合いの仕組みづくり部会	
菅原 美津子	とようら居宅介護支援センター 主任	①支え合いの仕組みづくり部会	副班長
加藤 美穂	訪問介護事業所おおやまサテライト 副主任	①支え合いの仕組みづくり部会	
大戸 智博	地域福祉課地域福祉係主任	①支え合いの仕組みづくり部会	担当職員
佐藤 美恵	羽黒福祉センター長	②生活困窮・権利擁護部会	
万年 由美	温海福祉センター長	②生活困窮・権利擁護部会	班長
川井 芙美	地域包括支援センター臨時相談員	②生活困窮・権利擁護部会	
鈴木 美帆	障害者相談支援センター相談員	②生活困窮・権利擁護部会	
堅岡 真由美	地域生活自立支援センター係長	②生活困窮・権利擁護部会	副班長
竹内 裕一郎	中央児童館館長	②生活困窮・権利擁護部会	
今野 良一	地域福祉課地域福祉係長	②生活困窮・権利擁護部会	担当職員
奥山 和行	朝日福祉センター長	③応援団づくり部会	班長
土岐 喜久	総務課総務係長	③応援団づくり部会	
佐藤 好和	なえづ老人デイサービスセンター 所長	③応援団づくり部会	
菊池 智文	陽光児童館主任	③応援団づくり部会	
小林 朋子	特別養護老人ホームおおやま介護 主任	③応援団づくり部会	副班長
笹原 陽子	地域福祉課地域福祉係長兼 ボランティアセンター係長	③応援団づくり部会	
粕谷 香織	地域福祉課地域福祉係主任	③応援団づくり部会	担当職員

助言指導 特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所 講師名簿

氏名	役職名等
宮城 孝	法政大学現代福祉学部コミュニティ学科教授 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 副理事長
青山 登志夫	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 理事・主任研究員
染野 享子	法政大学大学院多摩共生社会研究所特任研究員 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 運営委員

鶴岡市地域福祉活動計画策定 事務局名簿

氏名	役職名等
菅原 淳	鶴岡市社会福祉協議会事務局長
半澤 活	鶴岡市社会福祉協議会事務局参事(兼)地域福祉課長(兼)ボランティアセンター長
齋藤 元雄	鶴岡市社会福祉協議会事務局参事(兼)生活支援課長(兼)生活自立支援センター長
多田 隆佳	鶴岡市社会福祉協議会藤島福祉センター長
佐藤 美恵	鶴岡市社会福祉協議会羽黒福祉センター長
佐藤 律子	鶴岡市社会福祉協議会櫛引福祉センター長
奥山 和行	鶴岡市社会福祉協議会朝日福祉センター長
万年 由美	鶴岡市社会福祉協議会温海福祉センター長
今野 良一	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係長
笹原 陽子	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係長(兼)ボランティアセンター係長
大戸 智博	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係主任
粕谷 香織	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係主任
東海林 智子	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係副主任
佐々木 洋	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係主事

